

平成17年第1回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第1号

平成17年2月10日（木） 中野市役所31号・32号会議室に開く。

平成17年2月10日（木） 午前10時開議

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期等の決定
- 6 議案第 1号 平成17年度北信広域連合一般会計予算
- 7 議案第 2号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 8 議案第 3号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 9 議案第 4号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 10 議案第 5号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 11 議案第 6号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 12 議案第 7号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 13 議案第 8号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 14 議案第 9号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 15 議案第10号 平成17年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

16 議案第11号 平成17年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

17 議案第12号 北信広域連合広域計画について

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(22名)

1番 勝山泰明議員	13番 宮崎早人議員
2番 荻原勉議員	14番 大塚一夫議員
3番 高相美智子議員	15番 小林克彦議員
5番 田中昭男議員	16番 高山功議員
6番 小林洋之議員	17番 青木豊一議員
7番 小島友一議員	18番 吉岡勝議員
8番 赤津安正議員	19番 桜沢恒友議員
9番 望月弘幸議員	20番 上野博文議員
10番 中嶋元三議員	21番 清水保雄議員
11番 高木尚史議員	22番 山崎治茂議員
12番 坂原シモ議員	23番 小林敦議員

欠席議員 次のとおり(1名)

4番 丸山惣平議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 栗原満	主査 小野幸司
事務局次長補佐 海野昇正	主査 西田幸一
保険福祉係長 宮崎均	

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長 青木一	幹事 岩本敏男
副広域連合長 木内正勝	幹事 土屋喜久夫
副広域連合長 中山茂樹	幹事 大口昭男

副広域連合長	柳 澤 萬壽雄	幹 事	藤 田 忠 良
副広域連合長	職務代理者南雲一徳	幹 事	桑 原 富 平
副広域連合長	清 野 眞木生	事務局次長	松 木 隆 一
副広域連合長	高 橋 彦 芳	望岳荘施設長	湯 本 和 男
助 役	小 林 貫 男	高社寮施設長	池 田 剛
収 入 役	西 川 詔 男	千曲荘施設長	金 井 晃
監 査 委 員	金 井 義 信	いで湯の里施設長	大 井 良 元
幹 事	西 沢 弘 行	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄
幹 事	清 水 侃	ふるさと苑施設長	青 木 隆 雄

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、栗原満事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(小林洋之君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、平成17年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(小林洋之君) この際、日程に入る前に報告事項を申し上げます。平成16年11月1日付で中野市議会選出の浦野良平議員及び湯本一議員から、また平成16年12月6日付で飯山市議会選出の山崎一郎議員及び大塚武志議員からそれぞれ辞職願いが提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、それぞれ辞職を許可いたしましたので報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議員に選出された方をご紹介します。中野市議会から清水保雄議員、小林敦議員、飯山市議会から坂原シモ議員、高山功議員であります。

2 仮議席の指定

議長(小林洋之君) 日程2、この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

議長（小林洋之君） ここで、広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 本日、ここに平成17年第1回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

この冬は例年にない大雪に見舞われ、管内の市町村におかれても、また住民の皆様におかれても、その除排雪に努力されているところであります。

次に、2月26日に開会されましたスペシャルオリンピックスであります。当管内も競技会場になります。世界じゅうから参加されるアスリートの皆さん、役員、応援の皆さんを心から歓迎するとともに、この大会の成功を願うものであります。

さて、当管内で進められております大型事業のうち、北陸新幹線等につきましては工事も順調に進み、高架橋の一部区間では道路横断部分を残し完成をいたしました。

また、上信越自動車道の信州中野インター - 豊田飯山インター間の4車線化工事につきましても、ことし4月末の供用開始を目指し、鋭意進めていただいているところであります。

次に、経済情勢についてであります。日銀松本支店が発表した12月の県内企業短期経済観測調査、いわゆる短観によりますと業況判断指数は9月より7ポイントは低下したものの、同支店では企業収益や設備投資の基盤はしっかりしており、全体的には引き続き緩やかな回復基調と見ております。

また、高校卒業予定者の就職内定率も4年ぶりに改善し、対前年同期で5.8ポイント上回ったとの報道もあります。今後も堅実な景気回復を願うものであります。

さて、管内の市町村合併、中野市と豊田村の新設合併につきましては1月24日付で官報告示がなされ、4月1日の新中野市の誕生が決定をいたしました。これに伴い、連合でも関係市町村及び関係一部事務組合に連合規約の一部変更について、それぞれの議会議決をお願いしたところであります。また、懸案でありました社会福祉法人「博悠会」が建設を予定している特別養護老人ホームにつきまして、平成17年度事業として事業採択見通しとなった旨、県より報告がありました。これもひとえに連合議会で意見書を提出していただいたたまものと、この場をお借りし、議員各位に感謝を申し上げる次第であります。

1月に入りまして、全国の特別養護老人ホーム等においてノロウイルスによる集団食中毒の発生が報道をされております。おかげさまで、当広域連合施設におきましては発症例はあ

りませんが、今後とも施設利用者の健康管理につきましては、細心の注意を払い、万全な体制をとってまいり所存であります。

広域連合の特別養護老人ホーム特別会計につきましては、介護保険制度が施行されてから5年が経過し、運営内容も安定してまいったところであります。これもひとえに議員各位を初め住民の皆さんのご理解とご協力によるものと敬意と感謝を申し上げます。

平成17年度予算につきましては、国の制度変更に対応してまいりましたが、新年度予算編成後におきましても、国の情勢が変化をし再度の制度変更情報も流れてきております。執行に当たっては制度変更の内容を見きわめながら、また健全財政の堅持を図りながら地域住民の福祉増進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

市町村財政も厳しい折、本広域連合におきましても施設建設費の起債償還金は各施設事業特別会計で負担してまいりましたが、今後も継続し、かつ各施設、基本的には独立採算がとれる体制づくりをしていきたいと考えております。

本日、提案いたします議案は、予算案11件、事件案1件の計12議案であります。よろしくご審議をいただきますよう、お願いを申し上げますとごあいさつとさせていただきます。

3 議席の指定

議長（小林洋之君） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。議員の指名と、その議席の番号を事務局長に朗読させます。

（事務局長、議員氏名と議席番号を朗読）

議長（小林洋之君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

4 会議録署名議員の指名

議長（小林洋之君） 日程4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

21番 清水保雄 議員

22番 山崎治茂 議員

を指名いたします。

5 会期等の決定

平成17年第1回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期:平成17年2月10日(木)～2月17日 8日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
2月10日	木	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
11日	金		休 会	議案審査のため
12日	土		＼	土曜日のため
13日	日		＼	日曜日のため
14日	月		＼	議案審査のため
15日	火		＼	議案審査のため
16日	水		＼	議案審査のため
17日	木	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長(小林洋之君) 日程5、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配布いたしました平成17年第1回北信広域連合議会定例会運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林洋之君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程(案)のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び定期監査の結果をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休 憩) (午前10時11分)

(再 開) (午前10時14分)

副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長が議場に見えませんが、副議長がかわって議長職務を行います。

議長 小林洋之君から議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

日程追加 議長の辞職について

副議長(中嶋元三君) お諮りいたします。

小林洋之議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ご異議なしと認めます。

よって、小林洋之議員の議長辞職を許可することに決しました。

副議長(中嶋元三君) ここで暫時休憩をいたします。

(休憩) (午前10時16分)

(再開) (午前10時18分)

副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程追加 日程の追加

副議長(中嶋元三君) 議長の辞職許可によって、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

日程追加 議長の選挙について

副議長(中嶋元三君) これより地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長に高山功議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました高山功議員を議長の当選人と定めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高山功議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高山功議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、高山功議員のごあいさつをお願いいたします。

高山功議員。

(議長 高山功君 登壇)

議長(高山 功君) ご指名をいただきました飯山市議会の高山でございます。広域連合議会、私も10年ばかり議会をやっておりますけれども、文字どおり初めて参加をさせていただいたところでございます。

前小林議長さんを目標にしながら、広域連合議会の役割を果たしていただくように一生懸命ひとつ努力をさせていただきたいと、こんなように思っているところでございます。こうして見させていただいても、まさに大先輩の議員の皆さんばかりでございます。皆さんのご指導をいただきながら、そしてあわせてまた青木連合長初めそれぞれの市町村長さん、そして事務局の職員の方々のご指導とご協力をいただく中で、ひとつ職務を全うしてまいりたいと、こんなふう考えているところでございますので、よろしくご協力のほどお願い申

し上げ、簡単ではございますけれども、就任のあいさつにさせていただきたいと思います。
よろしくお願いたします。（拍手）

副議長（中嶋元三君） ここで議長を交代いたします。

高山功議員、議長席におつき願います。

（議長 交代）

議長（高山 功君） 議長を交代いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午前10時24分）

（再開） （午前10時27分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加 日程の追加について

議長（高山 功君） ただいま副議長の中嶋元三議員から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

日程追加 副議長の辞職について

議長（高山 功君） お諮りいたします。

中嶋元三議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、中嶋元三議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午前10時28分）

（再開） （午前10時29分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加 日程の追加

議長（高山 功君） 副議長の辞職許可によって、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

日程追加 副議長の選挙について

議長（高山 功君） これより地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に小林敦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小林敦議員を副議長の当選人として定めることに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小林敦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林敦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、小林敦議員のごあいさつをお願いいたします。

小林敦議員。

(副議長 小林敦議員 登壇)

副議長(小林 敦君) ただいま広域連合議会の副議長に当選しました小林でございます。副議長として誠実に務めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

あいさつを申し上げたいのですが、先ほどの高山議長と重複しますので、省略させていただきます。よろしく申し上げます。(拍手)

議長(高山 功君) ありがとうございます。

ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩) (午前10時33分)

(再開) (午前10時43分)

議長(高山 功君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承を願います。

- 6 議案第 1号 平成17年度北信広域連合一般会計予算
- 7 議案第 2号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 8 議案第 3号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 9 議案第 4号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 10 議案第 5号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 11 議案第 6号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 12 議案第 7号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計
予算
- 13 議案第 8号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計
予算
- 14 議案第 9号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計
予算
- 15 議案第10号 平成17年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

16 議案第11号 平成17年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

議長（高山 功君） 日程第6、議案第1号 平成17年度一般会計予算から日程第16、議案第11号 平成17年度公平委員会特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第1号から議案第11号までの11議案を一括してご説明を申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきまして、以降省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

予算に内容について申し上げます前にお願いを申し上げます。現在、国において特別養護老人ホームの旧措置入所者の5年経過措置の再延長、病院群輪番制病院運営事業の補助制度見直し、また県においても補助制度の見直しを進めるとの情報がありますが、確定しておりませんので、本予算は現行制度に基づき編成いたしておりますので、ご了解をお願いいたします。

なお、制度が確定し、施行された場合は10月議会におきまして補正対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

初めに、議案第1号 平成17年度一般会計予算について申し上げます。

本案の予算総額は、昨年度より1億5,885万2,000円増の5億2,735万8,000円でございます。

それでは歳入からお願いをいたします。1款分担金及び負担金が3億5,102万4,000円であります。それは関係市町村からの経常経費、介護保険、特養建設にかかわる起債償還金及び病院群輪番制病院運営補助事業分担金等の継続事業分を計上したほか、今年度特に栄村へ民間事業者が建設する新設特養への建設補助分1億4,400万円を計上いたしました。

2款県支出金では2,842万4,000円を計上いたしました。

3款繰入金では1億4,601万9,000円で昨年度より2,000万円ほど増を見っております。内訳は特養4施設の建設費の起債償還分1億3,427万9,000円及び市町村負担の軽減のため主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費0.5人分をふやし2人分1,174万円を老人ホームの各特別会計からの繰入金として計上いたしました。

歳出では、2款総務費が主なもので1項総務管理費が9,013万4,000円であります。内訳は職員8人分の人件費のほか県補助事業の継続事業といたしまして、広域的観光推進を図るため、道の駅等への広域案内看板4基の敷設費用630万円、平成15年度以降継続実施しております広域観光ホームページを活用したキオスク端末を観光案内所等2カ所への設置費用252万等を計上いたします。

3款民生費1項社会福祉費では2億1,493万円で主なもののうち1目介護保険総務費では職員2人分の人件費等で1,497万2,000円、2目介護認定審査会費では審査会運営費及び介護認定システム更新、システム改正などで2,006万2,000円、3目入所判定委員会費では報償費等の運営費6万2,000円、4目老人福祉費では栄村の新設特養への建設補助金1億4,400万円、繰出金としては特別養護老人ホーム望岳荘改築事業に充てたふるさと市町村基金への償還金分2,644万2,000円、ふるさと苑会計への交付税バック分910万8,000円を計上いたしました。5目入所検討委員会費では委員報酬は15年度発足以来無報酬でお願いしておりましたが、新年度から市町村及び施設職員を除く、在宅介護支援事業所選出の委員さんには報酬をお支払いをすることとし、その運営に284,000円を計上いたしました。

4款衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金3,392万8,000円を計上いたしました。

5款公債費では、老人ホーム建設にかかわる起債償還分として1億8,635万1,000円を計上いたしました。

次に、老人ホーム特別会計に関しまして、各施設に共通する事項についてご説明をいたします。構成市町村の負担軽減を図るため、建設費の起債償還金分を各事業特別会計で継続して支出することといたしました。

なお、菜の花苑事業特別会計につきましては起債借入時の経緯もあり、従来どおり、市町村分担金でお願いしてございます。

次に、施設利用者へのサービスの向上についてであります。まずショートステイ利用者の利便性の向上と施設間の均衡を図るためリフトつき軽ワゴンの送迎車を計上いたします。具体的には今まで送迎を行っていなかった望岳荘、高社寮、千曲荘、ふるさと苑へは新規に配備し、いで湯の里につきましては、今までの10年経過した大型送迎車にかえ軽自動車に更新をし、菜の花苑分につきましては既存の送迎車で対応することといたします。

また、介護サービス向上に向けた、看護・介護職員資質の改善、機能回復訓練の充実及び

ユニットケア方式に向けた研究、試行を樹立するため、各施設2名から4名の嘱託職員の増員を図りました。

次に、施設利用者の処遇改善、安全性の確保の面からは介護用マットの充実、リクライニング式車いす等への更新、電動ベッド及び低床ベッドへの更新など、また設備面では食堂等への冷房設備設置等を予定しております。今後とも施設利用者の利便性の向上、施設サービスの向上に向け施設整備、体制強化、職員研修等を健全経営の範囲内で充実してまいり所存でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第2号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億9,690万4,000円でございます。

歳入では主な財源であります1款分担金及び負担金として施設利用者負担金3億8,129万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億7,050万3,000円です。新規拡大分としては施設整備にかかわる起債等償還分の一般会計繰出金に3,914万8,000円、短期入所利用者の送迎用軽自動車配備に234万6,000円、施設利用者の外出用及び事務用公用車の更新に230万円、施設北側の管理用道路の舗装工事に68万3,000円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に2,240万円を計上しております。

次に、議案第3号 平成17年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は、3億1,029万2,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金3億180万5,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費の2億7,509万1,000円です。

新規拡大分としては、短期入所利用者の送迎用軽自動車配備234万6,000円、厨房・食堂冷房設備設置等に163万8,000円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の

代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に3,220万円を計上しております。

次に、議案第4号 平成17年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、養護老人ホーム入所者50人の処遇にかかわるもので、予算総額は1億2,051万7,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として老人保護措置費負担金1億1,110万2,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が1億1,881万7,000円でございます。

新規拡大分としては、居室改修工事に129万8,000円、トイレ、車いす改良・改修工事に286万5,000円、厨房・食堂冷房設備設置工事に107万8,000円などを計上いたしました。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金に50万円を計上しております。

次に、議案第5号 平成17年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億6,600万円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億5,724万1,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億6,399万9,000円でございます。

主なものは、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に1,619万6,000円、新規拡大分としては短期入所利用者の送迎用軽自動車配備234万6,000円、施設利用者の外出用及び事務用公用車の更新に130万9,000円、全自動洗濯脱水機及び乾燥機の更新に388万5,000円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に20万円を計上いたしております。

次に、議案第6号 平成16年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇にかかわるもので、予算総額は1億2,300万円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として老人保護措置費負担金1億1,068万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が1億2,160万円であります。

新規拡大分としては、居室改修工事に299万1,000円、食堂空調設備工事に252万円、特養と按分で施設利用者の外出用及び事務用公用車の更新に99万2,000円、産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

次に、議案第7号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、いで湯の里の施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億3,097万8,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金3億1,199万2,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億2,717万6,000円あります。

主なものとして、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に2,994万2,000円、新規拡大分として短期入所利用者の送迎用軽自動車の更新に234万6,000円、厨房冷房設備設置工事に152万3,000円、特殊浴槽工事に488万3,000円、乾燥機更新に108万5,000円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に20万円を計上しております。

次に、議案第8号 平成17年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、菜の花苑の施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億8,592万2,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億7,415万2,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億6,422万1,000円あります。

新規款台分としては、シャワー型特殊浴槽オーバーホールに101万8,000円、施設長の嘱託化、人員配置基準の不足、産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたします。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に1,810万円を計上しております。

次に、議案第9号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、ふるさと苑の施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億2,521万5,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億9,372万5,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億2,211万4,000円であります。

主なものとして、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に4,899万4,000円、新規拡大分として短期入所利用者の送迎用軽自動車配備に234万6,000円、施設長の嘱託化、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上しております。

次に、議案第10号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が2,942万1,000円でございます。

歳入では、1款財産収入の財産運用収入416万9,000円、2款繰入金では特別養護老人ホーム望岳荘建設事業貸付にかかわる元金返済分の繰入金2,326万3,000円、3款繰越金198万9,000円を計上いたしました。

歳出では、1款広域市町村圏振興整備事業費の広域圏振興整備事業費に533万6,000円を計上いたしまして観光の里・スポーツの里づくり事業等で各種ソフト事業、広域観光パンフレット印刷、その他のほか広域広報紙「虹の仲間」の発行を予定いたしております。

また、望岳荘建設事業貸付にかかわる元金の返済に伴う、その積立金2,326万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第11号 平成17年度公平委員会特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が140万円でございます。

歳入では、1款分担金及び負担金で共同処理する組織市町村等からの分担金117万2,000円、他会計繰入金15万8,000円のほか、繰越金を計上いたしました。

歳出では、1款総務費134万7,000円のほか予備費を計上いたしました。

以上、11議案について一括ご説明を申し上げます。各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に「主要施策概要説明書」を申し上げてございますので参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議をお願いいたします。以上であります。

(事務局次長 挙手)

議長(高山 功君) 続きまして事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 議案第1号、一般会計予算につきまして連合長提案に補足してご説明申し上げます。お配りしてございます「主要施策概要説明書」でご説明申し上げますので、1ページをお願い申し上げます。

2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち一般管理費につきましては、職員8名分の人件費が主なものでございます。

その下の電子自治体体制整備事業320万円でございますけれども、これにつきましては総合行政ネットワークL G W A N関連システムの保守委託、あるいは回線使用料、データセンター使用料等々でございます。

2目企画費でございます。広域の計画策定事業でございますが、平成17年度が基本計画の見直しの年になっております。基本計画審議会の運営の経費でございます。

その下の地域情報発信事業でございます。これにつきましては観光ホームページの更新、保守管理費あるいはキオスク端末の購入等でございます。

その下の広域観光案内事業でございます。637万円でございますけれども、サインの設置工事費、あるいは報酬等でございます。

1枚ページをめくっていただきまして2ページに移らせていただきます。

3款民生費1項社会福祉費のうち1目介護保険総務費でございます。介護保険総務費につきましては一般職員2名分の人件費が主な内容でございます。

その下の介護認定審査会費のうち介護認定審査会運営事業でございます。これにつきましては委員さん30名、年間の開催日数、審査会の開催が125回を一応予定してございます。

その下の要介護認定支援システム更新につきましては、新規に5年間の借り上げということで775万9,000円を見込んでございます。

その下の要介護認定支援システムの改正事業でございます。これにつきましては中野市と豊田村の合併に伴うシステムの改正等々でございます。

4目の老人福祉費でございます。下段の特別養護老人ホーム建設補助事業でございます。1億4,400万円につきましては栄村への新設特養への建設補助でございます。

4款の衛生費でございます。4款の衛生費1項保健衛生費3,392万8,000円でございますけれども、病院群輪番制の運営事業補助金ということで、北信総合病院、飯山日赤へのそれぞれの補助事業でございます。

以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(高山 功君) はい、望岳荘施設長。

望岳荘施設長(湯本和男君) 続きまして、議案第2号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算につきまして、連合長提案説明に補足してお手元の「主要施策概要説明書」に基づきましてご説明を申し上げます。

概要説明書の3ページをお願いいたします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員14人分の報酬及び一般職員35人分の給料等の人件費関係と施設整備、起債等償還金3,914万8,000円が主なものであります。望岳荘の施設建設時借入元金の返済が17年度から始まることから、昨年度より1,720万円余ほどふえてございます。

2目施設管理費では、今年度特に短期入所者送迎車整備事業といたしまして、リフトつき軽ワゴン車を234万6,000円で新たに購入し、施設利用者の利便性の向上を図るものでございます。

また、施設設備整備関係では北側管理用道路舗装に68万3,000円、施設利用者の外出及び事務連絡用として10年を経過しました公用車の更新230万円、居室の衛生改善のための脱臭除菌器37万5,000円等でございます。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費2,866万1,000円、光熱水費、下水道使用料等が主なもので、そのほかに入所者の健康管理及び機能回復等の委託事業、備品等の整備を計上いたしました。備品関係ではスイング式車いす、エアマットなど65万5,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものであります。備品としては大型吸引器18万9,000円を計上いたしました。

以上です。

(高社寮施設長 挙手)

議長(高山 功君) 高社寮施設長。

高社寮施設長(池田 剛君) 老人ホーム高社寮施設長の池田でございます。

議案第3号 平成17年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算につきまして、連合長提案説明に補足して、お手元の「主要施策概要説明書」に基づきまして、ご説明申し上げます。概要説明書の4ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目総務費におきましては産休・育休代替を含む嘱託職員8人分の報酬1,553万8,000円及び一般職員28人分の給料等の人件費関係1億6,183万9,000円と賃金、負担金補助及び交付金等が主なものでございます。

報酬につきましては、昨年度より557万2,000円ふえておりますが、一般職員の給料等における人件費につきましては、昨年度より954万4,000円減額となっております。

2目施設管理費では、今年度特に短期入所送迎車整備事業といたしまして、リフトつき軽ワゴン車を234万6,000円で新たに購入し、施設利用者の利便性の向上を図るものであります。

また、施設設備整備関係では厨房の食中毒防止及び食堂の快適な環境づくりに冷房設置費163万8,000円、施設利用者及び面会者の利便性を図るため、洗面所改修費37万6,000円、事務室受付カウンター拡幅工事に73万5,000円、居室等の衛生管理対策のための脱臭除菌器37万5,000円等でございます。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費2,220万8,000円と光熱水費、下水道使用料等が主なもので、その他入所者の健康管理及び機能回復等の委託事業、備品等の整備を計上いたしました。備品関係では電動ベッド5台、車いす5台など、合わせまして155万2,000円を計上してございます。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理手数料等が主なものでございます。備品といたしましては車いす用体重計1台、高圧蒸気滅菌器1台、合わせまして24万7,000円を計上いたしました。

以上でございます。

続きまして、議案第4号 平成17年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。概要説明書5ページをお願いいたします。

1款民生費1項養護老人ホーム事業について申し上げます。1目施設総務費につきましては、栄養士嘱託職員1人分の報酬184万8,000円及び一般職員12人分の給料等の人件費5,222万2,000円と賃金、負担金補助及び交付金等が主なものでございます。

報酬につきましては昨年度より184万8,000円ふえております。一般職員の給料等における人件費につきましては、昨年度より16万7,000円減額となっております。

2目の施設管理費では、今年度特に入所者高齢化・重度化対応事業といたしまして、利用者の利便性を図るため、居室改修工事129万8,000円、トイレ車いす用対応改修工事286万5,000円を計上いたしました。

3目施設生活費としまして、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費1,451万9,000円、光熱水費、下水道使用料等が主なものでございます。

その他入所者健康管理委託料、入所者小遣いの扶助費等々備品も計上いたしました。備品関係では電動ベッド1台22万2,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主でございます。備品といたしましては、特養と按分でございます車いす用体重計、高圧蒸気滅菌器、合わせて14万3,000円を計上いたしました。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(高山 功君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(金井 晃君) 議案第5号 平成17年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきまして、連合長提案説明に補足をして、お手元の「主要施策概要説明書」に基づきましてご説明を申し上げます。概要説明書の6ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員9人分の報酬及び一般職員25人分の給料等の人件費関係と施設整備起債等償還金1,619万6,000円が主なものであります。

2目施設管理費では、今年度、特に短期入所送迎車整備事業といたしましてリフトつき軽ワゴン車を新たに購入し、施設利用者の利便性の向上を図るものであります。

施設設備整備事業では、老朽化に伴い大型洗濯脱水機と大型乾燥機を合わせて388万

5,000円で、また9年を経過する事務等連絡用として公用車1台の更新、養護との按分で130万9,000円等であります。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費1,955万円、光熱水費、下水道使用料等が主なもので、その他入所者の健康管理及び機能回復訓練等の委託事業、備品等の整備を計上いたしました。備品関係では車いす、エアマット、電動ベッド購入180万6,000円を計上いたしました。

4目、保健衛生費では医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものであります。備品としては吸引器増設2台、養護と按分で21万6,000円を計上いたしました。

次に、議案第6号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計についてご説明を申し上げます。概要説明書の7ページをお願いいたします。

1款民生費1項養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員2名分の報酬及び一般職員12人分の給料等の人件費関係が主なものであります。

2目施設管理費では、今年度、特に入所者高齢化・重度化対応事業として、居室・個室のフローリング化及び車いす対応のための入り口の拡幅、スロープ化工事等を計上し、利用者の処遇の向上を図りたいと考えております。

施設設備整備関係では、入所者の環境改善のため食堂への空調設備設置費、事務用連絡用として公用車1台の更新、特養との按分99万2,000円等であります。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費1,515万8,000円、光熱水費、下水道使用料等が主なもので、その他に入所者の健康管理委託、扶助費等を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものであります。備品としては吸引器増設2台、特養と按分で16万3,000円を計上いたしました。

以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(高山 功君) 続いていで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) 議案第7号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算につきまして、連合長提案説明に補足して、お手元の「主要施策概要説明書」に基づきまして、ご説明を申し上げます。概要説明書の8ページをお願いします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におき

ましては、産休・育休代替を含む嘱託職員14名分の報酬及び一般職員31人分の給料等の
人件費関係と施設整備起債等償還金2,994万2,000円が主なものであります。

2目施設管理費では、今年度、特に短期入所送迎車整備事業といたしまして、リフトつき
軽ワゴン車を234万6,000円で新たに購入し、施設利用者の利便性の向上を図るもの
であります。

なお、これに伴い、今まで利用してきましたリフトつきマイクロバスが11年を経過して
いて、しかもケダシまでの送迎ができないこと等から17年度に処分するものであります。

また、施設設備整備関係では厨房内の適温管理を行うため厨房冷房工事に152万
3,000円、事務用パソコン1台16万3,000円であります。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費2,368万8,000円、
燃料費、光熱水費等が主なもので、そのほかに入所者の健康管理及び機能回復等の委託事業、
備品等の整備を計上いたしました。備品関係では特殊浴槽1台更新488万3,000円、
電動ベッド5台購入120万8,000円、乾燥機1台更新108万5,000円等で
752万1,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものであります。
備品としては心電計1台の更新120万円を計上いたしました。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) 続いて、菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(丸山善雄君) 議案第8号 平成17年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業
特別会計予算につきまして、連合長提案説明に補足して、お手元の「主要施策概要説明書」
に基づきましてご説明を申し上げます。概要説明書の9ページをお願いします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におき
ましては、産休・育休代替を含む嘱託職員11人分の報酬及び一般職員27人分の給料等の
人件費関係と施設長嘱託化に伴います報酬等が主なものであります。

2目施設管理費では、修繕関係で7年が経過します特殊浴槽のオーバーホールに101万
8,000円を計上しました。

施設整備関係では、備品として居室等の衛生管理改善のための脱臭除菌器3台と火災等非
常時に備え折り畳み式担架3台の購入に58万3,000円等が主なものでございます。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費2,108万3,000円、

燃料費、光熱水費、下水道使用料等が主なもので、そのほかに入所者の健康管理及び機能回復等の委託事業、備品等の整備を計上しました。備品関係では、低床ベッド4台、車いす4台など141万1,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では医薬材料費、入所者健康管理検査手数料などが主なものであります。備品としては大型吸引器1台、23万6,000円を計上いたしました。

以上でございます。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) 続いて、ふるさと苑施設長、お願いします。

ふるさと苑施設長(青木隆雄君) それでは、引き続きまして議案第9号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算につきまして、連合長提案説明に補足いたしましてご説明を申し上げます。それでは「主要施策概要説明書」の10ページをお願いします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員14人分の報酬及び一般職員28名分の給料等の人件費関係と施設整備起債償還分の繰出金4,899万4,000円が主なものであります。新規に17年度から人件費抑制施策として施設長が嘱託化になるものであります。

2目施設管理費では、今年度、特に短期入所送迎車整備事業といたしまして、リフトつき軽ワゴン車を234万6,000円で新たに購入し、施設利用者の利便性の向上を図るものであります。また、施設整備事業では、施設北側の道路改良に伴い、フェンスに非常口の設置工事を41万9,000円を計上いたしました。

3目施設生活費では、利用者の食事にかかわる賄い材料費2,108万3,000円を初めとして、施設生活費にかかる費用が主でありまして、その他に入所者の健康管理及び機能回復等の委託事業、備品等の整備を計上いたしました。備品関係では、野外音響セット、ビデオプロジェクター、フードスライサー等の備品で70万5,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では医薬材料費の整備が主なものであります。

以上で補足説明を終わります。

(事務局次長 挙手)

議長(高山 功君) 続いて、事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 続いて11ページをお願いいたします。議案第10号 ふるさと市町村圏事業特別会計予算の関係でございます。

1款広域市町村圏振興整備事業費1項広域市町村圏振興整備事業費1目広域圏振興整備事

業費でございますが、533万6,000円でございますけれども、観光の里づくり事業、それからスポーツの里づくり事業、それから広報紙「虹の仲間」、年に2回の発行でございますが、その印刷代等でございます。

2目財産管理費でございます。財産管理費につきましては、望岳荘への貸付元金が償還されるということから積み立てによって、財産運用を図っていくものでございます。

続きまして、その下の議案第11号 公平委員会特別会計予算についてご説明申し上げます。

1目一般管理費でございますけれども、定例会及び臨時会等の運営費用でございます。

以上で補足説明を終わります。

17 議案第12号 北信広域連合広域計画について

議長（高山 功君） 日程17 議案第12号 広域計画についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第12号 広域計画についてご説明を申し上げます。

北信広域連合は、より複雑化・広域化する住民の要望に的確にこたえるため、7市町村及び3組合が発足し、共同処理事務を行って5年が経過しようとしております。

広域連合では、広域的に実施する事務について規約で定めることとされておりますが、さらにその事業が計画的に実施されるように、広域計画を策定し、事業実施するよう定められております。

現広域計画は、平成16年度で終了することから、今回第2次の広域計画を策定するものであります。策定に当たりましては、現行のふるさと市町村圏計画と整合を図り、規約に定められた10項目の事務について、経緯、基本方針及び施策を定めたほか、期間を平成17年度から平成21年度までの5年間と定めたものであります。

なお、本計画は、さきに基本計画審議会に諮問を行い、答申をいただいたものでございますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上であります。

議長（高山 功君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれをもって散会

といたします。ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前11時35分)

平成17年第1回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成17年2月17日(木) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(22名)

1番 勝山泰明 議員	13番 宮崎早人 議員
2番 荻原勉 議員	14番 大塚一夫 議員
3番 高相美智子 議員	15番 小林克彦 議員
5番 田中昭男 議員	16番 高山功 議員
6番 小林洋之 議員	17番 青木豊一 議員
7番 小島友一 議員	18番 吉岡勝 議員
8番 赤津安正 議員	19番 桜沢恒友 議員
9番 望月弘幸 議員	20番 上野博文 議員
10番 中嶋元三 議員	21番 清水保雄 議員
11番 高木尚史 議員	22番 山崎治茂 議員
12番 坂原シモ 議員	23番 小林敦 議員

欠席議員 次のとおり(1名)

4番 丸山惣平 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 栗原 満 主 査 小野 幸 司

事務局次長補佐 海野昇正 主 査 西田幸一
保険福祉係長 宮崎均

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青木 一	幹 事	岩本敏男
副広域連合長	木内正勝	幹 事	土屋喜久夫
副広域連合長	中山茂樹	幹 事	大口昭男
副広域連合長	柳澤萬壽雄	幹 事	藤田忠良
副広域連合長	職務代理者南雲一徳	幹 事	桑原富平
副広域連合長	清野眞木生	事務局次長	松木隆一
副広域連合長	高橋彦芳	望岳荘施設長	湯本和男
助 役	小林貫男	高社寮施設長	池田剛
収 入 役	西川詔男	千曲荘施設長	金井晃
監 査 委 員	金井義信	いで湯の里施設長	大井良元
幹 事	西沢弘行	菜の花苑施設長	丸山善雄
幹 事	清水侃	ふるさと苑施設長	青木隆雄

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、栗原満事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、議会は成立いたし

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(高山 功君) 日程第1 議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、質疑についてのみお願いをいたします。

初めに議案第1号 平成17年度一般会計予算について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長（高山 功君） 3番、高相美智子議員。

3番（高相美智子君） 3番、高相美智子です。一般会計の予算についてなんですが、若干特別会計の方にも入ってしまいますので、ご了承願いたいと思います。

12ページにあるんですけれども、広域連合長の交際費として2万円が計上されているわけでありましてけれども、これが各施設にも同じく2万円ずつ計上されているわけです。本来ならば、これはよくわかりませんが、一括して総務費から出るものではないのかなと思っているわけなんですけれども、このように各施設もそういう2万ずつしているという形、これは結局各施設のものも一般会計の方へ繰り入れられているのかどうか。そしてこのような形にした理由をお聞きしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 交際費の関係で若干後の方の議案にも絡んでくるわけですが、総務費で一括計上した方がいいんじゃないか。それから各施設から繰り入れているのかというご質疑でございますけれども、一応、一般会計で、それからそれぞれ各施設の特別会計でそれぞれ2万円を計上させていただいております。

交際費につきましては、実は過去の支払いの実績をちょっと調べたわけなんですけれども、例えば嘱託医の先生、それぞれ各施設に嘱託医の先生がおられるわけなんですけれども、その先生が入院した際のお見舞いだとか、それから高額寄附者に対しての善行表彰の記念品代等、それからその施設にかかわりの深い施設あるいは病院等々の式典等に参加した際の一応祝儀というようなことで、それぞれ連合長の交際費として支出してございます。

金額について申し上げますと、最低では全然、15年度の実績を調べましたら使っていない施設がありましたし、それから最高は1万5,000円を使った施設がございました。それぞれ施設とかかわりが深くて、欠かせない部分もございますので、それからもう1点は各施設それぞれ独立採算性を基本としているということから、それぞれ2万円を計上をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、予算執行に当たりましては厳選して執行に努めさせていただきますので、ご理解をお願いします。

それから、一般会計へ繰り入れをしているかということなんですけれども、それにつきましてはそれぞれ施設会計で支払いをしてございますので、繰り入れ等はしてございません。

以上でございます。

議長（高山 功君） よろしいでしょうか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(高山 功君) 8番、赤津安正議員。

8番(赤津安正君) 8番、赤津でございます。ページ数で申し上げますと21ページ、3款4目の老人福祉の関係で負担金補助及び交付金関係で1億4,400万、これは老人ホーム建設事業補助金ということで、今回栄村ということで大変地元としても喜んでおりますし、皆さんに感謝を申し上げたいと思いますけれども、この建設補助につきましての額云々じゃないんですが、実は、栄村へ建設するということが8日の日に決定したというような知らせを受けたわけなんです、その件で博悠会に連絡をしたところが、許認可の関係で建設の認可の関係で若干おくれるんじゃないかというような情報を得たわけですが、連合長、この辺について着工が10月ぐらいになるんじゃないかという、その話を博悠会の方から聞いていたわけなんです、許認可の関係でもしわかっていたら連合長お願いしたいのですが。

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただいまの質疑、建設認可が若干おくれるんじゃないかというようご質疑ございましたけれども、その部分については私ども全然聞いておりません。現在も予定どおり一応進んでいくものと考えております。特段、そういう報告、情報を得ておりませんが、よろしく願いいたします。

議長(高山 功君) 8番、赤津安正議員。

8番(赤津安正君) 昨年の12月29日に県とのヒアリングがあって、その12月に、また博悠会さんと県とのヒアリングが行われたそうです。その折に予定では7月着工ということとは十分承知しておるわけですが、若干おくれるんじゃないかというような話を聞いておりますので、博悠会さんとの連絡をとって、いずれにしても、栄村は豪雪地帯でございます。予定どおり事業ができますように、また連絡をとってご努力をお願いしたいと思います、お願いいたします。

議長(高山 功君) そのほかありましたらお願いします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(高山 功君) 11番、高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 11番、高木です。21ページの衛生費の関係ですが、病院の輪番制運営事業補助金ですけども、このことについては国の国庫補助負担金の見直しの中で、例えば特別譲与税というような形で税源移譲がされる事業になっているわけですけども、そのことについてどの程度、前年と比較をいたしまして、36万円減になっているわけですが、

歳入も含めましてどのような推計をして、この金額を計上したのか、そのことについてお願いをいたします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 衛生費の負担金補助及び交付金、病院群輪番制の補助金の算出根拠は何かというご質問でございます。実は、予算編成の段階ではまだ制度改正がつかみきれれておりませんでした。そんなことで一応従前の制度で予算計上をさせていただいてございます。

当初、提案理由の中でも申し上げましたとおり、制度改正に伴って今後補正も必要になってこようかと思っております。その点、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 継続でお願いします。今、答弁ありましたように、具体的に国の17年度予算がなから決まっているわけですが、それに伴う数字の問題として補正をせざるを得ない状況が出てくると思うんですけれども、現在発表されている国の予算に基づいてどの程度、10月になると思うんですけれども、補正の額が推定されるのか、その辺、おわかりでしたらお願いします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 数字が、単価等数字がつかめているかというお話でございますけれども、正直まだ全然数字をつかんでおりません。県の方から制度が変わりますという内容の通知があっただけで、数字をつかんでおりませんので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（高山 功君） ほかにありましたら、お願いしたいと思います。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ないようでありますので、ありませんければ、議案第2号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第9号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算まで8議案についてお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 14番、大塚一夫議員。

14番（大塚一夫君） 14番、大塚一夫でございます。2点ほどお願いをしたいと思っております。

望岳荘、千曲荘の公用車の更新の関係でございます。更新の目安となるのは、私が考える

には使用年数とか走行距離、そういったものが基準、なからの目安になるのではないかなと、こんなふうに思います。お聞きすれば9年から10年使っているんだと、こういうふうになっています。

この時代、やっぱり物を大事に使うというのがコンセプトではないかと、こんなふうに考えるわけでございます。そんなことで私は中野市で今使っている自動車、私の調べることのできた136台について調べてみました。平成7年に購入すると9年、そしてまた平成6年に購入したものは10年と、こういう形になります。合計136台がありましたが、そのうち33台が9年以上乗っている車でございます。33台のうち特殊な自動車の消防車が6台、除雪関係のローダーやロータリーの関係が5台、あとは処理場、し尿処理場の汚泥の運搬車とか、水道の給水車とか、そういう特殊なものがちょうど13台ありまして、一般の車については20台が9年以上の車でございました。そういうことでどのような限界でもって、この計画に上げたのかどうか、そんなことを一つお願いをしたいと思います。

それから、次に望岳荘、高社寮、千曲荘の下水道の使用の関係でございます。望岳荘は定員、ショートステイは別にして90人、予算額が441万円でございます。通常使用料は2カ月に一遍いただいているわけでございますので、441万円を6で割ると73万5,000円ぐらいになるわけです。これを逆算して使用料の水量を出しますと2カ月で2,669立方と、こういうふうになります。

それから、高社寮の関係でございますが、特養の関係で定員70人で496万円の予算でございます。これを6カ月で割りますと2カ月当たりの使用料金が出ますが、82万6,666円、この使用水量が2,973立方、こういうふうになります。

それから、養護の方ではこれは50人の定員で326万円の予算でございますが、これを二月の使用料金が54万3,333円、使用水量が1,967立方と、こういうふうになるわけでございます。

この次、千曲荘が出てくるわけで、関連がありますでちょっとお聞きをいたしますが、千曲荘は特養が60人で予算額が212万でございます。6で割りますと二月35万3,333円ということで、その使用水量が1,974立方。それから養護の方の関係では50人で161万円とこういうふうに乗っかっているわけでございますが、それも同じく26万8,333円、1,524立方と、こういうふうになるわけでございます。

そこで高社寮が70人で2,973立方、望岳荘が90人で2,669立方、千曲荘は60人で一月1,974立方と、こういうことで一番多いところと少ないところでは

1,000立方の開きがあるわけでございます。どこかの自治体の下水道使用料が高いのか、あるいはまたおふるに何回も、ほかの施設よりも余計に入れてもらって待遇がよくなっているのかどうか、そこら辺の関係についてどのようにお考えになっているのか、実態を教えてくださいたいと思います。

以上です。

議長（高山 功君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） ご質問の望岳荘の公用車の更新の経過でございますが、今の車が11年経過で当時は入所者の寄附金150万円で充当して購入した車でございます。11年経過ということもありまして、走行距離は少ないのでありますが、いろんなものがあるということから大分傷みが激しくて、メーカーといいますが、修理屋さんの方から高速道路は乗らないでくださいというような注意も受けていると。

それから、最近、介護員の研修等に使っておるのですが、最近の車はオートマ車が中心になりまして、中にはマニュアル車はちょっと乗れないという部分の不都合が生じております。それから入居者が外出する際には、なるべく希望に応じて外出させたいのでありますが、乗車定員、それから考えますと1人ぐらいしか乗せられないというようなこともございますので、それらも勘案して、この際更新をお願いするという経過に至ったものでございます。

それから、下水道使用料等についてのご質問でございますが、一番高い点というのは、私ども村の下水道料金が一般家庭よりも量が多い分だけ高くなるということで、下水道使用料金大変高くなってございます。

それから、そのほかの大きな原因としては洗濯、おむつ、それから入居者の衣類等の洗濯がもう朝から夕方まで回しっぱなしというほどの量が出ます。それから入浴につきましては、原則的に入居者は週2回、入浴をしていただいておりますが、ほとんどすべてが特殊入浴になります。ですので、特浴の際にはお湯を出しっぱなしでやるというシステムになってございますので、どうしても使用水量そのものが多くなってしまいうという状況でございます。

議長（高山 功君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（金井 晃君） 千曲荘でございます。ワゴン車の購入の件につきまして最初にお答えを申し上げますが、現在マニュアル車のシャリオ2,000ccを使用しておりますが、これについてはお話のように、私どもは9年がこの3月で経過をしますが、当初リースで買ったものでありますけれども、年間にしまして約50万ほどだと思っておりますが、あと数年

ございますけれども、それを勘案しますと年間50万をそれぞれ払っていくよりも、ここで経費、その分を新車を購入させていただいた方が経費の節減になるだろうというのが1点でございます。

それから、先ほど望岳荘の施設長からも話がちょっと出ましたが、私ども介護職員の中にオートマしか乗れない、その免許しか持っていないという職員もおりまして、外出の際になかなかその辺がうまくいかないというようなところもございまして、経費の節減とあわせてこの際購入をしたいというのが1点でございます。

それから、もう1台の軽の方につきましては、短期の送迎の関係がございますので、1台を廃車するというのが要望でございます。

あと、2番目の下水道の使用料につきましては、私どもの特養の方は月1,725立方ということでやっておりますけれども、今、望岳荘の施設長さんからもお話がありましたように、同様な原因でこのような数字になっておるということでございます。

以上です。

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） それでは、高社寮についてご説明申し上げます。

高社寮につきましては特養と養護併設でございまして、特養70、短期の方6で76人、それから養護につきましては50人の方におふる等にご利用をいただいています。いずれにしましても、水道料と下水道使用料の、この使う量につきましては連動してございます。そういった形の中で、私ども活用する範囲については、先ほど望岳荘さんがご説明したとおりでございます。

いずれにしましても、私ども高社寮につきましては前年の実績に基づいて計上させていただいてございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 14番、大塚一夫議員。

14番（大塚一夫君） 継続でお願いしたいと思います。各施設とも同じようなサービスのようでございます。その上で、新たにご質問をいたしますが、定員が若干違うんですけれども、望岳荘が441万円の使用料、そして高社寮496万円、特養でございまして、それから千曲荘の特養が212万円と、こういうような差があるわけなんです、それがどういうことになるのか具体的をお願いをしたいというふうに思います。

また、後でわかるようにお聞かせいただければ結構です。

議長（高山 功君） それでは、後で報告申し上げます。

そのほかございますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 3番、高相美智子議員。

3番（高相美智子君） 3番、高相美智子です。各施設にお伺いしたいと思います。次長の方でわかっているらっしゃれば、まとめていただいても結構です。

介護保険の見直しに当たりまして、国の方でいろいろ議論を続けているわけですが、前回の介護報酬の見直しがされまして、1施設当たり約1,200万円から1,500万円の報酬減になるというお話もあったわけですが、今回、見直しの中で一番話題になっているのは、軽微な介護度、要支援、要介護が介護予防の方に重点を置かれるというお話が出てきているわけでありまして、そういう形になってきますと、施設入所の方も介護保険に移行の中で経過措置といえますか、軽微な程度、要支援、介護度1とかいらっしゃる方もいると思うんですね、各施設の中に。そういう方たちを中心に介護予防に関しましての準備をされているのかどうか。また、今までの中でされていることがあったら伺いたいなと思っております。そろそろ準備をしなければならぬのではないかと感じておりますので、しているものがあれば、その内容もお聞きしたいと思います。

また、その中で在宅介護と施設介護の公平性を欠くというようなことで食費のことも見直されているわけでありまして、この食事が自己負担になっていく中で払っていけない入所の方が出るような予想があるかないかという、その辺のこともちょっと心配ですので、おわかりの範囲でお答えしていただければと思います。

そして前の方の質問の中で、要するに介護予防が中心になって報酬もそういう形になっていく中で、施設の方の入所の方の報酬に関しても影響があるのかどうか、その点も含めてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 今、2点ほどのご質疑があったわけですが、まず1点目は介護予防の準備をしているのかどうかということでございます。今回の介護保険の改正につきましては、現在、国会で審議中でございます。私ども得ている情報でありますと、一応18日、あした厚生労働省で全国の担当課長会議をやって、それを受けて、まだ期日は決まっておられませんけれども、県で説明会をするという段取りになっているそうです。

そんなことで、私どもの今現在得ている情報は、今回の介護保険の改正でございますけれども、一方的な情報でしかなくて、本当にまだ概要の部分でございます、その点ご理解をいただきたいと思います。

今現在、私、ざっと計算したところ、12月31日現在、介護度1の方が6施設で12人いらっしゃいます。その方が今度は予防介護の方に回るということでございますけれども、これは一応18年の4月からの施行になる部分ではないかなと思うんですけれども、まだ予防の方、特段準備等取り組んでございません。改正内容を見きわめてまた取り組んでいきたいと思います。

それから、食費等の改定によって支払いができるのかどうかというようなご質問でございますけれども、今回の改正で居住費、それから食費の部分で個人負担に変わっていく部分があるわけですが、これにつきましてはこの後あります一般質問の中でも質問がもう既に出されておりますので、あまり差し込んだ答弁の方は差し控えたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山 功君） そのほかございますか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 11番、高木です。望岳荘といで湯の里だったと思うんですが、施設長の資格認定講習負担金それぞれ6万2,000円が計上されています。ということは、施設長が嘱託員化されるのだらうと思いますが、この施設長が嘱託員化をすることによって、いわば施設の責任の問題、あるいは公的な管理運営上の何ら問題が生じないというふうにお考えになって、このような予算計上をされているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） ただいま望岳荘、いで湯の里の施設長研修の件でご質問がございました。これにつきましては、今、質疑の中でお話がありましたけれども、嘱託化とは関係ございません。施設長は実は一定の要件がございます、そのために新しく赴任された施設長につきましては資格のない方については、この研修会に参加をいただいて、資格認定を受けていただくという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） それでは、もう既にこの二つの施設は、施設長が異動するということが明らかになっているということですね。

それは別といたしまして、施設長としての公的責任というのは最近のノロウイルスもそうですし、過去にはO-157問題や、あるいは施設の内部におけるさまざまな諸問題、そういうものに当たりまして、施設の最高責任者としての資格、あるいは責任を負う立場にあるわけですけれども、具体的にこの報酬の内容は、一体どういうものを講習を受けて認定をされていくのか、その内容についてお伺いをいたします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） それではお答え申し上げますけれども、ただいまの質疑でございますが、実はいで湯の里、それから望岳荘につきましては、今年度平成16年度の途中で実は人事異動がございまして、新しく施設長に赴任してございます。そんなことから資格要件が満たされていないということで、17年度に新たに研修を受けていただくという予定で予算計上してございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、研修内容でございますけれども、大変申しわけございません。ちょっと内容的につかんでおりません。神奈川県の方に行きまして1週間ほど缶詰で研修を受ける内容でございますが、よろしく願いいたします。多分、多分という言い方は大変失礼なんですけれども、やはり施設運営にかかわること、それから社会福祉の基礎的な部分の研修になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高山 功君） そのほか質疑ありましたお願いします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 13番、宮崎早人議員。

13番（宮崎早人君） 13番、宮崎です。菜の花苑とふるさと苑に計上されている、今の高木さんの質問と若干重複されるかと思えますが、菜の花苑と、それからふるさと苑にある施設長の嘱託化の制度の改定についてちょっと説明をお願いしたいと思えます。

この問題については、一つには施設の管理運営の責任体制がどういうふうになっていくのかということと、あわせて嘱託化の中で嘱託対象になる人はどういう人をお考えなのかということ。

それともう一つは、ほかの七つの施設についても将来的にどういう構想を持っておられるのか。

以上3点についてお願いします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 菜の花苑の施設長、それからふるさと苑の施設長につきましては平成17年度、嘱託職員ということで予算計上してございます。これにつきましては理由は、やはり運営費の運営にかかわる人件費の抑制という考え方で進めさせていただいてございます。

一応計画は17年度は菜の花苑とふるさと苑、18年度は千曲荘といで湯の里、それから19年度に望岳荘と高社寮という一応当初の予定でございます。その計画に基づいて予算計上をさせていただきました。

それから、責任はどうかということでございますけれども、責任につきましては施設の職員、パート、臨時等を含めて40人から50人、多い施設によっては約60人ぐらいになるかと思っておりますけれども、その職員の人事管理、それから施設全般にわたってのやはり運営管理等に携わっていただくものでございます。

それから、対象、いわゆる選考基準ということでお聞きになられたかと思いますが、（発言する者あり）責任体制はそれで大丈夫かということでございますけれども、責任につきましては施設長を筆頭にやっていただく予定でございます。施設長という立場で任に当たっていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高山 功君） 13番、宮崎早人議員。

13番（宮崎早人君） 今後、ほかに施設についてもどう考えているのかということについて。今の答弁で通り一遍の答弁だと思うんですが、非常に一つ懸念として残るのは、今、次長の言ったように施設のかなめになる人を経費の節約だと言って嘱託化という方向、一般論としてはわかるんですけれども、施設のかなめになる人を嘱託員化するというので、私はこれは不安が残ります。そういう点でこういった制度改正の場合にはやはりきちんと、そこら辺も含めた議会に対する事前説明が必要ではなかったのではなかったのかというふうに考えます、その点、連合長、どうお考えかということについてご答弁できたらお願いをいたします。

それともう一つは、やっぱり嘱託員化の中で勤務体制そのものについては全然変化ないのかどうか、現行どおりということですね。そこら辺を具体的にどういうふうにお考えなのかということ、以上2点お願いします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 3点ほどの内容があったわけですが、1点目の、そのかなめの部分、その囑託員化によって不安が残るじゃないかという質疑でございますが、先ほど申し上げましたとおり、一応全般の管理の総責任者として任に当たっていただくわけですが、不安のないように、私どもの方でまた進めていきたいと思っております。そんなことをご理解いただきたいと思えます。

それから、勤務体制の関係でございますが、勤務体制については特段ございません。今までの勤務体制を考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、議会に対しての事前の説明が必要ではないかというご指摘でございます。これにつきましては大変申しわけございませんでした。事前説明会もなく議案として提示をさせていただいたわけですが、大変申しわけなく思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高山 功君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんければ、議案第10号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算及び議案第11号 平成17年度公平委員会特別会計予算までの2議案についてお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんければ、議案12号 広域計画についてをお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 6ページの4の関係につきまして、特別養護老人ホームについてお伺いしたいと思うわけですが、最初のところでも、利用者増によって施設整備の促進を図りますということうたっておられるわけですが、どの程度のことを念頭に入れられておられるのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、14ページの病院群輪番制の関係についてお伺いするわけですが、ここでも記述されていますように、地域住民の安全と健康の上からも大変重要な課題であるわけですが、若干私このことと関連しながら、特に、この圏域内には飯山日赤と北信総合病院がありまして、特に北信総合病院は地域の基幹病院として、この管内唯一の病院であるわけです。そういう点とのかかわり合いで、最近、医師が開業されるというケースもしばしば見受けられるわけですが、この輪番制をスムーズに進める上でも、何よりも新潟県のあ

いう災害等を見たときに、基幹病院が基幹病院としての医療体制を含めてしっかりと構築されていくということは、まさに人命にとって大変重要な問題だというふうに思うわけです。それらを含めましてどのようにお考えになっておられるのか。

以上2点についてお伺いいたします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） お答え申し上げます。まず、1点目の施設整備をどのように考えているかということでございますけれども、施設整備についてはもう一番古い施設が高社寮でございます。それから千曲荘と続いているわけでございますけれども、施設整備計画を過去につくったものがございます。それに基づいて順次改築をということで考えておりますし、また小破修理、あるいはまた部分的な修理等もございますので、それはその都度対応をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、輪番制をスムーズに進めていくのにどのように考えているかということでございますけれども、議員さんがおっしゃられるとおり、二つの病院はそれぞれの地区の、また当北信地域の基幹的な病院施設でございます。この病院群輪番制につきましても制度が17年度から変わるわけでございますが、引き続いてスムーズな運営ができるように補助を継続をしていきたいということで考えておりますが、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 青木です。計画であります。この計画であるがゆえに、もちろんここでは記述はできない部分があるかと思うわけですが、今お答えがありましたように、例えば特別特別養護老人ホームにつきましては、高社寮はたしか昭和でいきますと56年の2月に新築、移転改築しているというふうに思うんですが、そういうことを踏まえたり、千曲荘のことを踏まえた場合に、あるいはまた個室化という、入居者の人権ということ考えたときに、この管内の施設の中で個室のないのは、高社寮といで湯の里の2施設だけなんです。こういうことを老朽化と、こういう問題を考えたときにやはり整備計画として当然県に計画を出さなきゃならないわけですから、10年間の中で具体的にどのように計画をもってこの期日になったのかということが1点と。

もう一つは、私は輪番制とのかかわり合いも含めて、いかにこの地域の住民の命と健康を守っていくかと、こういうことを考えたときに、あるいは災害という問題を考えたときに、この地域の基幹病院が基幹病院たる人的にも施設の的にも構造物でも十分対応できる、そ

うものになっているのかどうかということは、あの新潟県の地震を通じても痛切に感じられるわけです。まさに1分1秒が命の差なんです。こういうことを考えたときに二つの基幹と言うと語弊がありますから、大事な総合病院がやはり医療スタッフを含めて住民に安心を与える、そういう方向というものがやはり計画の中でお考えなのかと思うし、検討されたと思うんですけども、この辺について連合長、どのようにお考えになるかお伺いいたします。

議長（高山 功君） 連合長。

広域連合長（青木 一君） まず、特別養護老人ホームの今後の整備の第1問目であります問題でありますけれども、いずれにしましても、高社寮、いで湯の里が個室がないということありますから、確かに残りの施設から比べると施設そのものが環境的に整っていないと。今どきの時流に乗っていないということも言えるいうふうに思います。でありますから、そんなことも含めて、検討課題、施設整備の課題は残っていくわけありますから、今後の整備はいつまでに、いつごろまでにどうこうするというは、まだ申し上げるような段階ではございませんから、その具体的な記述はございませんけれども、施設整備の促進を図るといことまで表記をさせていただいたということであります。現実には十分承知しているつもりであります。

第2点目の病院群輪番制の問題であります。確かに補助事業の制度そのものが変わってきたわけあります。でも、制度は変わったとはいえ、この地域における二つの病院はその基幹的な役割は確かに地域も期待をたくさんかけていらっしゃるわけあります。特に、今、議員は災害対応のことで質問をされたようであります。人的に、施設内容的に、それから構造的なという多方面にわたっての地域として何をなすべきか、何を助成すべきか、何をお手伝いすべきなのかということも大事な問題だというふうに思います。確かに地域住民に安心を与える施設として充実してもらいたいのは、だれもが求めるものであります。この広域連合としてのできるべき問題、それからそれらの近隣市町村としてもまたお手伝いできる問題というふうに多方面から多角的に基幹病院としての地域の果たす役割はあろうかというふうに思います。でありますから、連合としてのできるものはどんなものがあるのかということも十分検討した上で、取りかかっていきたいというふうに思っております。よろしくどうぞ。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは施設整備ということは大ざっぱなんです。先ほど申しあげましたように、高社についてはもう24年が確か経過したと思うわけですが、千曲荘も先ほ

どの次長の答弁でも次いで老朽化がしていると、ここもたしか個室は二部屋だったと思うんですけれども、こういう状況を考えたときに10年というスパンで見れば、当然これらの施設の新改築ということは単なる施設整備という文言ではなくて、新しい施設に改築していくということは当然含まれると思うんですけれども、その辺を含めた計画だと思うんですが、この点についてどのようにお考えかお伺いしたい。

議長（高山 功君） 連合長。

広域連合長（青木 一君） 先ほどと同じ答弁になりますけれども、現状は十分承知しているつもりであります。でありますから、現状は現状のままでいいということではないわけでありますから、このような言葉の表現にさせてもらったわけであります。いついつまでに整備をするということは、この段階では申し上げられないというふうに先ほども申し上げましたとおりであります。

議長（高山 功君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、以上で議案質疑については終結いたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩） （午前10時57分）

（再開） （午前11時07分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 一般質問

平成17年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答弁者
		議席	氏 名	
1	介護保険について	17	青木豊一議員	広域連合長
	防災対策について			
	長野県組織改革案について			
2	防災対策について	11	高木尚史議員	広域連合長
	介護保険制度について			
	特養ホーム建設について			

議長（高山 功君） 日程第2 これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の質問順位につきましては、お手元に配付してあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、介護保険について、防災対策について、長野県組織改革案について。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 青木豊一でございます。通告いたしました3項目について順次お伺いいたします。

最初に、介護保険について。ご承知のとおり介護保険が施行されて5年がたち、見直しは具体化されております。その点を踏まえ、次の5点についてお伺いいたします。

1点、介護保険制度の以後の認定の推移及び措置制度時と老人医療費等の実態及び比較をお伺いします。

2点、政府は介護保険の見直しを契機に介護給付費の抑制、施設利用者への負担増、軽度在宅利用者へのサービス抑制など、新たな国民、利用者負担を図る法改正を国会に提出しました。政府の介護保険見直し案への見解と広域連合の対応及び利用者の影響の実態と見解を求めます。

3点、特別養護老人ホーム（栄村建設）の見通しと対応について伺います。この件につきましては、連合長から本会議初日に17年度建設への明るい方向が見えていたとの報告を受け、関係者の努力に感謝するものであります。問題は、介護保険法の改悪などもあり、この点を含めてお考えをお伺いします。

4点、特別養護老人ホームなど管内諸施設は固有の目的を果たすと同時に、地域の経済の活性化といかに結びつけ、地域施設の視点が大事です。地産地消など地域の施設としての実態及び今後の考え方についてお伺いいたします。

5点、利用者サービス及び職員待遇の実態と新年度の新たな拡充施策について伺います。この点については、これまで再三要望してまいりました。幸い、提案説明で連合長から特別養護老人ホームのショートステイ利用者の送迎車の各施設への配置が具体化されるなど、利用者と職員の待遇改善の方向が説明されました。このことについて要望した一人として感謝いたしますとともに、改めて改善策を伺います。

2項目の問題は、防災対策についてです。阪神淡路大震災、そしてまた昨年秋の新潟県中越地震を通じ、地震・水害など防災対策の関心と不安が高まっています。管内組織市町村独

自の防災計画を持っておりませんが、この点を踏まえ、次の点を伺います。

1点、自然災害に対する管内市町村の相互協力体制の具体化をどのようにお考えか。

2点、千曲川の緊急防災対策と将来的根本打開策についてのお考えをお伺いします。

3項目は、長野県組織改革案についてです。この計画が遂行された場合、北信広域連合管内にとっても少なくない影響が予想されます。お考えをお伺いします。

以上です。

議長（高山 功君） 青木連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの青木議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、1点目の介護保険制度以後の認定の推移及び措置制度時と介護保険制度創設以後の介護施設及びサービス施策の利用の実態と高齢者及び医療費等の実態についてであります。

まず、介護認定の推移であります。増加傾向にあります。

次に、措置制度時の平成11年度と介護保険制度創設以後の平成15年度のサービス利用の実態であります。訪問・通所サービスについて7市町村の合計では21.5%増加しております。

高齢者の実態といたしまして、管内の65歳以上の高齢者数及び高齢化率につきましては、平成15年4月1日現在、2万6,187人で25.9%であります。

施設利用者の実態であります。特別養護老人ホーム入所者の平均年齢は平成15年度では84.9歳と平成11年度と比較し3.0歳上がっております。また、80歳以上の高齢者数で見ても、平成15年度では入所者の73.1%の方が80歳条であります。

医療費の実態比較であります。7市町村の合計で平成15年度では約104億3,200万円となっており、平成11年度と比較し3.7%伸びております。

次に、政府の介護保険見直しの見解と北信広域連合としての対応についてであります。介護保険法の改正案は、現在国会で審議されているところであります。国の制度改正でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

利用者負担の影響であります。現行制度では住宅でサービスを受けているものは居住費及び食費は自己負担となっております。一方、老人ホーム利用者の場合は自己負担するのは食費の一部のみとなっております。改正案では、住宅でサービスを受ける者と老人ホームを利用する者との公平性が欠けているとの観点から、今回見直しを行い、老人ホーム利用者にも今後居住費及び食費の全額を負担していただくようになる見込みと聞いております。

現在、老人ホーム利用者の1カ月当たりの平均負担額は約3万5,000円です。

今回の改正によるモデル的負担推計によれば居住費で1万円、食費で約2万5,000円の合わせて約3万5,000円の負担増になると思われます。

このようなことから、利用者及びその家族に対し、この制度改正の趣旨を十分説明し、ご理解を得る努力をしてみたいと考えております。

細部につきましては、事務局次長の方から答弁をさせます。

次に、特別養護老人ホーム、栄村建設の見通しについてであります。先日も招集あいさつでも触れさせていただきましたが、まず懸案であった第1ハードルはクリアしたと安堵しております。県の予算において栄村への特別養護老人ホーム建設の事業化が盛り込まれたとの連絡をいただいたところであります。

経過を若干申し上げますと、昨年12月に県知事あてに連合議会による特別養護老人ホーム事業採択の意見書を提出していただき、同時に連合といたしましても知事あてに提言書を提出し、17年度採択に向けて要望してまいりました。

また、11月には県の社会部の参事による建設予定地の視察が行われ、その際にも陳情を申し上げたところでございます。平成17年度からは交付金制度に変わり、また金額の提示もありませんので、今後も県へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、特養施設と地域との連帯、地産地消の過去5年間の実態と今後についてであります。地産地消の考えからも、また地域経済振興の観点から納入業者は地元の業者をお願いしているところであります。また、納入業者にもできるだけ地元産を納入してもらうよう依頼をしているところでございます。米につきましてはすべて地元産を利用しており、今後は米以外につきましても地元産を使用するよう努めてまいり所存であります。

次に、利用者サービス及び労働者の実態と新年度の新たな拡充施策についてであります。利用者サービスにつきましては施設利用者の状態に応じたきめ細かなサービスの提供に努めております。例えば普通食、おかゆ、ミキサー食など一人一人食べやすいように調理しておりますし、糖尿病、腎臓病等の利用者につきましては、嘱託医の指示を受け、その人に合った食事を提供しております。

新年度の新たな拡充施策としましては、従来の2施設に加え、4施設においても施設利用者の利便性を図るため、短期入所利用者の送迎を実施するための送迎車を計上いたしました。

次に、労働者の実態であります。職員数では来年度の正規職員数は定年退職及び普通退職で今年度より7名減の210名を予定しております。また、嘱託職員につきましては産休・育休代替を除き13名増員し、54名となっております。嘱託職員等の報酬等の待遇に

つきましては昨年度と同様の対応をさせていただいております。報酬額については据え置き、年末加算報酬等につきまして1カ月分を予定しております。年金につきましては労働基準法の基準に基づき付与してございますし、社会保険、雇用保険につきましても条件を満たす職員につきまして加入をしております。また、日給制の嘱託職員のうち成績優秀者につきましては、新年度から月給制に移行する予算を計上をさせていただいたところであります。

なお、施設サービスの向上にも関係いたしますが、施設利用者に対し直接介護をする介護士及び看護員の人数を手厚くし、より身近な介護を進めるため、6名の純増員をさせていただいております。これにより、平成16年度では看護師、または介護員1人が処遇する施設利用者は2.81人であったものが、平成17年度では施設利用者が2.69人と0.12人の改善をするよう計上をしたところであります。

次に、防災対策についてお答えを申し上げます。

自然災害に対する管内組織市町村の相互協力体制についてであります。県内においては長野県市町村災害相互応援協定が締結されており、これには圏域内7市町村を含む県内全市町村が参加し、災害時の被災市町村に対し応援活動をするものとされ、平成8年4月1日に施行をされたものであります。

この中では県内を10のブロックに分け、それぞれに県及び関係市町村との連絡調整等を行っていただく代表市町村が置かれており、当圏域においては中野市に代表市町村になっていただいているところであります。

長野県市町村災害時相互応援協定の内容は、物資の提供及びあっせんや人員の派遣、避難場所の提供、児童・生徒の受け入れ、及び代表市町村による連絡調整、応援要請の手続、方法などが取り決められております。また、消防に関しても同じく平成8年2月14日に、長野県消防相互応援協定が岳南広域消防本部及び岳北消防本部を含む県内18の消防本部により施行されております。この中で消防・救助・救急について相互に応援することとされております。

また、これらの協定以外にも群馬県の吾妻広域町村圏振興整備組合の消防と当圏域の岳南広域消防組合、岳北広域行政組合がそれぞれ平成11年3月に大規模な火災、交通事故、航空機災害等に相互に対応して被害を最小限に抑える目的で、消防相互応援協定を締結しておりますし、組織市町村におかれても姉妹都市等と災害時における相互応援協定を結んでいるところであります。

不幸にして、大きな災害が発生したときは、これらの協定が有効に機能するものと思っ

おります。このようなことから、広域連合として組織市町村の相互の応援協定等は考えておりません。

次に、千曲川の緊急防災対策と根本的打開策についてであります。築堤などの災害対策につきましては、各関係する市町村及びそれぞれが加盟する協議会、同盟会等の組織により、国・県への要望活動などを積極的に行っているところであります。

現在、千曲川の治水について活動されております北信地域千曲川等改修促進期成同盟会は、昭和58年に関係市町村を会員とし、事務局を当広域連合に置いて活動を始めました。しかしながら、平成12年度に会則の一部改正を行い、会員も山ノ内町を除く6市町村となり、事務局もより専門的な立場に進めた方がよいとのことで、当広域連合から移した経緯がございます。

このようなことから、今後も千曲川の治水につきましては、北信地域千曲川等改修促進期成同盟会の活動にご期待を申し上げたいと思っております。

次に、長野県組織改革案についてお答えを申し上げます。長野県の組織改革案の受けとめと対応についてであります。長野県の現地機関の再編につきましては、昨年、北信地方事務所において県知事から北信管内の7市町村に対し、見直しの方針及び概要などの説明がありました。地方事務所、建設事務所、保健所など、県の現地機関のすべてを含めた見直しを実施したいという内容でありましたが、管内の現地機関の具体的な説明はありませんでした。具体的な内容は、現在、長野県行政機構審議会において審議されているところとお聞きをしております。

当連合といたしましては、審議会の答申が出され、県としての具体的な計画が示された時点で内容等を検討し、対応していきたいと考えております。

また、組織の見直しにより、住民サービスが低下することのないよう、県の動向を注視し、必要に応じて関係市町村と連携し、必要な活動等を行っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 連合長答弁に補足をして申し上げます。

まず、介護認定の推移であります。介護の認定審査件数につきましては、平成11年度は2,593件、これは11月からでございます。平成12年度4,722件、平成13年度5,472件、平成14年度4,558件、平成15年度4,921件、平成16年度4,018件、これは1月まででございます。

介護認定の審査を開始した平成11年11月から平成17年1月までの延べ審査件数は、2万6,284件、年間の平均は4,918件であります。

介護認定の実人数につきまして、平成13年3月31日現在2,594人、平成14年3月31日現在2,962人、平成15年3月31日現在3,258人、平成16年3月31日現在3,604人、平成17年1月31日現在3,743人であります。

次に、措置制度時と介護保険制度創設後のサービス利用の実態であります。訪問・通所サービスについて7市町村の合計では、措置制度時の平成11年度では1万7,101件、介護保険移行後の平成15年度では2万773件で3,672件、21.5%増加しております。

高齢者の実態といたしまして、管内の65歳以上の高齢者数及び高齢化率につきましては、平成11年4月1日現在2万4,625人、23.7%、平成15年4月1日現在2万6,187人で25.9%であり、高齢化率で2.2ポイント上昇しております。

施設利用者の実態であります。平成11年度の施設利用者350人の平均年齢は81.9歳、平成15年では施設利用者420人の平均年齢は84.9歳と3.0歳上がっております。

また、80歳以上の高齢者数で見ても平成11年度では利用者350人中217人、平成15年度では利用者420人中307人となっており、全体の73.2%を占めております。

医療費の実態につきましては、7市町村の合計で平成11年度では100億5,900万円、平成15年度では104億3,200万円となっており、約3億7,300万円、率にして3.7%伸びております。

以上であります。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 介護保険以後の状況についてお答えがあったわけですが、利用者がふえているということは大変喜ばしいことであります。

時間の関係もありますから、ここで私は老人医療費に問題について一つ提起をしたいわけですが、今、これは中野市のやつですけれども、見ますと総医療費が138%に、12年度と15年度を比較した場合になるわけです。件数が約104.8%、失礼、一部負担金が138%です。それで件数が約104.8%、総額は中野では103.1%というところにありますように、医療費は抑制される。点数が減っているんです。しかし、お年寄りの自己負担は38%もふえているという、ここに介護保険が導入されてお年寄りや、そのご

家族の暮らしが改善された部分はもちろんあるんですけども、一方で、こういう負担増が介護保険料や介護保険の一部負担にプラスしてふえているというところに、今日の老人問題における、私はやはり国の施策の一つの具体的なあらわれと、地域住民への負担増がはっきりと示されているというふうに思うわけでありませう。

このことについては、私は、連合ですから、問題提起だけして、ぜひこういうことについて十分認知して施策の展開を各自治体でお願いしたいというふうに思います。

それで介護保険問題の新しい国の改定、今お答えがありますように、一部の前進面があるんですが、全体としては負担増になってですね、管内で見ますと平均の利用料の大半が負担増として入居者にかかってくると。これはしかもホテルコスト代だけですね。こういうやはり現状を国がやるんだからやむを得ないという、これでは私はやはり連合としても、我々地方で住民の立場に立って仕事をする者としてきわめて不十分であると言わざるを得ないと思うんです。

そういう点で、やはり私はこれほど負担増になることをやむを得ないと言って見過ごすのが、こういう法改定のときだからこそ、こういう負担増は、先ほども医療費でも申し上げましたように、ほぼダブルパンチ、あるいはもっとひどい形でこれが進んでいくわけです。

さらに、もう一つは先ほどもお答えがありましたけれども、在宅の軽度な人たちが、これまた本来私も予防医療を否定するつもりは全くありません。しかし、介護が必要だという認定を受けた人たちを無理やり介護から、いわゆる予防や訓練をしていくと。これは曲がらない腕を適度の予防でリハビリをするんなら治っていくんですけども、これを無理に素人が強引に伸ばそうとするやり方と私は全く変わりはないというふうに思うわけです。

しかも、要支援、要介護1を認定の状況で見ますと、何と認定者のうちの42%、この人たちがリハビリの対象となってくるわけです。これは介護から外されて負担を取られる。行政は今度は新たな施策を展開しなければならない。こういうやはり矛盾も出てくるわけです。こういうことについて、私はやはりやむを得ないじゃなくて、国に対して今法案を審議しているときだからこそ、しっかりした意見を述べるとき、このことが大事だというふうに思うんです。この点について、改めてお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、栄村の特養の建設についてですけども、この具体化が県から連絡があったということをお大変、私も喜ぶんですけども、問題は、ご承知のように、今までの補助金から交付金制度にかかわると、こういう形になって市町村の分担金の補助金は計上されましたけれども、予算ですよ。国の交付金なり、補助金は交付されていない、計上されていないと思

いますね。こういうふうになったときに、果たしてどういう、先ほど質疑でもありましたが、計画が、実際に計画どおり進んでいくのかどうか。そして相部屋を含めてホテルコストが導入されるという問題、そしてまたホテルコスト代を払ってまで老人ホームに、多額ですよ、入る人がいるのかどうか。それは同時に待機者が年々残念ながら、施設もふえていることは事実なんです、その一方でまた待機者もふえているというのも、これは否定しがたい事実なんです。

ですから、この栄村に老人ホームをつくることは、そういう施策を住民の安心・安全の場としていく上でも大事なわけですけれども、そういうことを考えたときに、交付金制度になり、あるいはホテルコスト代がかなり高額になってくるというふうな状況で果たしてどうなるかということをお心配されているのは、現地の皆さん方はもちろんのこと、私たちも当然のことです。

例えば、この予算を、介護保険施設整備の予算を昨年と比較しますと、昨年は約930億円、本年度は866億円なんです、交付金。しかも、ここには予防拠点事業、要介護1や要支援の人たちが利用する、この費用が225億円入っているんです。そうすると昨年の930億円ほどというものはほとんど施設費に100%利用できたわけですが、それを予防拠点事業費を引きますと実際は交付金として利用できるのは約640億円という、こういう状況です。こういうことなわけですね。こういう点からいたしまして、市町村の補助金の問題、あるいは事業主体である、この博悠会とどういふやはり話し合いをされてね、そして当初の協定の方向で日程を含めてですよ、進むのかどうか。先ほどは議案質疑ですから、議案の範囲だと議長からしっかりと指摘されていますので、お答えできなかったと思うんですけども、私の方は一般質問で通告してありますから、ぜひこの点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

そういう点で、ご承知のように施設は、いわゆる個室ということになっていますから、経費を減らすために何とか相部屋もできないのかどうか、こういうことも当然現地機関として私たちは考えざるを得ないわけですよ。こういうことについても話をしてみますと、いわゆる厚労省の方では公表はしていないけれども、特別の事情の場合には可能だと、こういうことを言っているんです。県の方はもう少し厳しくてですね、皆さんの方は全部個室だから優先順位を上げたんだと、こういうことを言っているんですけども、これはやはり政治折衝です。なぜ、この特別な事情を公表しないのかというと、みんなそこの方に行ってしまうからなんです。そういうことを含めて、私はやはり本当に待機者を減らし、そして受け入れた

地域も協定ですべて栄村からということになっているようですから、労働者についてね。そしてまた先ほども別のところで言いましたように、地域の大事な活性化の施設としても十分やはり力を発揮する、こういう施設にするためにぜひ連合長を先頭に、こういう全部個室という方向ではなくて、特別な事由というところを大いに活用して、そして経費の負担軽減やあるいは分担金その他の軽減に努力し、なканずく利用者の負担の軽減をすべきだというふうに思うんですけども、この点についてお伺いいたします。

なお、このとき県の方で言ったのは個室の状況を引き上げたいと、こういうことを言っているんです。県では15年度でたしか5.8%だったんですが、この管内を見ますとショートを外すと約12%ですから、そういう点では県よりか先んじて個室化していることも、これも事実なわけです。こういう点を十分活用して計画どおりに施設の設置を図っていく、その点について連合長及び事務当局からお考えをお伺いしたいというふうに思います。

次に、特養と地域との連携、年間の問題についてですけども、先ほど連合長から米については地元産だという明確なお答えがあったんですが、しかし、私はやはり特別養護老人ホームであってもやはり介護を主としたものが第一義的なものでありますが、地域から愛され、地域に支えられ、地域の産業と活性化にもやはり役立っていくと、これはやはり大事な視点だというふうに思うわけです。そういう点で、他のものについて現状がどのようになっているのか、その辺も含めて数字的にも明らかにしていただきたいと思います。

もう1個、申しわけないんですが、なお特別養護老人ホームについてですが、当然理事者の中ではそうされようとされていると思うんですが、当然博悠会ではこの建設に当たっては管内の地元業者、これを優先するという方法を明確に具体化して、そういう面でも地域の活性化に役立つようお願いしたいと思いますが、お伺いいたします。

それから、利用者や職員の待遇改善の問題についてですが、先ほどもお話しがありましたように、いろいろご努力されて改善されたことは十分理解をしながら、より一層また利用者のためにも働く人たちが安心と誇りを持つ、そういうためにもお願いしたいというふうに思うんですけども、時間の関係もありますから、1点についてお伺いしたいと思うんですが、例えば嘱託職員の問題についてですが、基本的には職員は中野市の給料に準ずるという方向で進んできているわけです。中野市では嘱託職員化もあるわけですけども、そういう中で新たに新年度から特別報酬という形で6月と12月、それぞれ1カ月ずつの特別報酬をするということは、既に募集の段階から公表されているので、だれもがご存じかと思うんです。先ほどのお答えでは、1カ月ということのようですけども、この点についての改善につい

てお考えをお聞かせいただきたいことと、もう一つはやはり臨時であり、囑託であるがゆえに有給休暇についても労働基準法という、この人たちは仕事は同じなんです、有給休暇の基準日は公務員が行っている方向ではなくて、労働基準法の最低限の基準日をもって有給休暇に当たっていると。やはり介護という一つの施設の中でお互いに心を合わせ、気持ちを合わせて仕事をしていく上での、こういう上での共通性というものは当然あってしかるべきだというふうに思うんですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

なお、施設長の問題についてですけれども、私はやはり県も避けがたく、私は囑託職員化がいいということだけではありませんが、しかしさまざまな事情で避けがたい問題があると思うんです。しかし、囑託職員の場合は文字どおり、もし問題、事件が起きたときには、そのときで終わってしまうんです。そのため県ではそういう場合についても囑託職員であっても、その問題についてもし関係する場合は、当然そこにかかわる責任があると、こういう要綱をたしか決めようとしていると思うんですけれども、これは中野でも経験したことですけれども、いわゆるやめられれば一切合財関係なくなっていくと、行政サイドから言うとね。そういう問題が起きているわけですから、ここはやはりしっかりとしたものをつくっていただく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、防災対策についてですけれども、私は具体的にお伺いしたいんですが、大丈夫だとおっしゃるだけけれども、新潟県でも、どこも大丈夫だったはずなんです。では、実際に最近の昨年の水害でこの地域の連携がどのように具体的に力を発揮され、そして効果を上げたのか。机上にはしっかりしたものがあつたとしても、実際にそれが機能したのかどうか。しなかつとすれば、何がそうさせたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、病院の問題については質疑で申し上げましたが、ぜひ予防として体制をとっていただくようお願いしておきます。

なお、組織改革の問題についてですが、新建新聞では既に北信広域管内で言うと飯山にある建設事務所が支所になると、こういうことも具体的に報道されているわけです。こういう状況で、この日本一豪雪地帯と言われる、そういう地域があるここで、こういうことが具体化されたとしたら、それは本当に地域住民の安全から見ても大変なやはり支障が来ると思うんです。この点について、連合長を初め理事者の中で、私は先ほどのご答弁を聞くとどういふ検討がされたのか理解に苦しむわけですけれども、この辺をもう少し突っ込んでお答えをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（高山 功君） 青木連合長。

広域連合長（青木 一君） 一生懸命メモったんでありますけれども、質問項目が多岐にわたっておりますので、私のメモの範囲内で、私が答えられるものをまずお答えをさせていただきます。また、数字的なお尋ねになったものもあるようでありますから、それはまた担当の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、第1点の介護保険についてのことで介護予防のことでご質問があったというふうに思えます。その中で42%の方々が介護予防の対象となっている。そのことがちょっと私が苦になった議員の思いがあったんですけれども、それは介護予防の施設が、このままでいいたら介護保険の経済的な裏づけがなく、破綻をしてしまうという、その危惧からできるだけ金が将来かからないようにするためには、介護予防をしっかりとしながら、介護度が認定されないように、また介護度が上がらないようにするという意味合いでの介護予防というのは、私は本来本末転倒なのではないかと思えます。

ただ、確かに経済的背景がなければ保険は成り立たないわけでありますから、これも大事な柱でありますけれども、やっぱり大きな柱は人間が尊厳を持って自分の人生を全うしていくのに可能な限り、介護認定されずに、そしていわゆる平均寿命と健康寿命の差をなくすということがよく使われるわけでありますけれども、可能な限り、そのような人生設計を描きたいという、そんな精神から介護予防を図るべき問題というふうに思っておりますので、今、国が整備中であるから、国にものを言うべきという発言がありましたけれども、機会があるごとに人間としての介護保険の位置づけをしっかりと、チャンスがあるたびに私も申し上げていってきたいなと思っております。

それから、幾つか飛んでしまうわけでありますけれども、栄村に整備される特養施設のホテルコストの問題であります。その多額な負担をして入居者がいるのか。いるならば、県が今個室化されている5.8%、管内は12%であると、そんなことも地域事情に見合っただらば相部屋でもというような意味合いで少し交渉を進めたらどうかというお話がありました。県が今回認めてくれたのは、すべて個室だから認めたという、議員も独自の調査があったようでありますけれども、そんなことも私どももきちんと県に情報を得ながらどのような形に持っていったらいいのかは、ちょっとお話し合いをする価値はあるかというふうに思うです。

同じくそれにかかわりまして、地産地消の話も持っていただきましたが、博悠会の件に、その地産地消の件を申し出てあるのかどうか。これもやっぱりこれからの話し合いの中に、

地域のそういった事情等はお話しすることは大事だろうと思います。

それから、職員の待遇改善の中で施設長のお話がありましたけれども、基本的に長としてふさわしい方を選任をし、その長としての職務に精励をいただくわけでありますから、当然長としての自覚を持って責任をしっかりととっていき、責任体制を自覚を持って、その施設運営に当たるといことは最も当然なことでありますから、要はふさわしい人選をしていくということでご理解をいただききたいと思います。

防災の問題であります。確かに昨年のそこここで発生しました水害等で連帯ができていたのかどうかという、大変疑問をお持ちのようでありますけれども、私は各市町村が、まずは独自でもってしっかりと事前の整備、またそういったあつてはならない自然災害が発生したときには独自でどこの市町村もしっかり頑張るわけでありますけれども、基本的にはSOSが、各市町村からのSOSが発せられたときには、この広域連合管内で手を取り合って進めているわけでありますから、そのSOSをしっかりと受けとめながら協力をするということは大切なことではなからうかというふうに思います。基本的な手をつなぐ体制は、先ほど答弁で申し上げましたとおり、整っているわけでありますから、さらにそのための制度はつくらないと先ほど申し上げましたけれども、いずれにしましても、臨機応変にそのときの状況に応じて、そのSOSをしっかりと受けとめられるというような心の通い合うような連合管内の市町村間でありたいというふうに思っております。

それから、建設事務所の新建新聞に書いてあったというお話でありましたが、私どもはまだ正確な情報をつかんでいないわけでありますけれども、より正確な情報をつかんだ上で、また対応を図ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（高山 功君） ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（休憩） （午前11時59分）

（再開） （午後1時00分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 青木議員さんの2回目の質問に、連合長答弁に補足をして、私の方から4点ほどお答え申し上げます。

まず、1点目の地産地消の関係で6施設の米以外の現状はどうかというご質問でございますけれども、これにつきましては数字的に現状はつかんでおりません。大変申しわけござい

ませんが、つかんでおりません。地域振興の面から、これから取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点でございますけれども、栄村に建設をされる博悠会さんへも地域振興の面から地産地消の取り組みというようなお話でございました。これにつきましても、やはり機会をとらえて博悠会さんへ今後申し入れていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目でございます。特別報酬、中野市は2カ月になったけれども、連合の方はどうかというご質問でございます。実は、これにつきましては連合は連合で基準がありまして、一応1カ月ということで予算計上をさせていただいております。そんなことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

最後の4点目、年休の付与の関係でございます。労働基準法に基づきまして10日付与でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは時間もあまりないですから、若干の問題をだけにおきたいと思っておりますが、今直接的なお答えはなかったんですけれども、いずれにしましても、栄村に建設される特養についてですけれども、私は計画どおり進行するために、これ以上は深めませんけれども、ぜひ国の方では特別な事情を認めると言っていますから、これをどういう時期にどう対応するかということは、十分県の対応等を考慮しながら地域のために、そして施設が住民の利益になるような、そういう形でぜひ進めていただきたいというふうに強くお願いしておきたいというふうに思います。

また、建設に当たっては、ぜひ地産地消もそうですけれども、建設に当たってもぜひ地元の業者を優先的に入札に参加できるような、そういうやはり要望もぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、防災対策についてでありますけれども、先ほど連合長からも話があったわけですが、確かに机上の論理はできるんですが、現実には災害が起きたときに機能が発揮、実際にはできないと思うんです。中野市が責任、中心的な役割を果たすと言っても中野市の住民の人たちのことを置いて全体をするということはなかなかこれは不可能なわけですから、そういう点で啓蒙という形を含めて、7市町村、今度は6市町村ですか、連携がとれるような、またそうした災害時に緊急対応ができるようなことをしていただきたいことが一つ。

もう一つはやはりこれだけ情報化時代になっていきますので、無線の設置という問題も大事

な課題だと思うんですが、地籍としては中野の文化公園の上にあると関東の辺まではアマチュアの皆さんにご協力いただければ可能だと思うんです。そういうことも含めてやはり地域の防災体制をしっかりと確立して、一人の犠牲者もないような、そういう体制をぜひとっていただきたいし、また計画の中にもそういう方向で具体化していくことを強くお願いして質問を終わります。

以上です。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 私の方からお答え申し上げます。ただいま防災計画の関係、それから博悠会の建設の関係等々のご意見がございました。要望事項につきましては、今後またできるだけ取り入れるよう、また努力をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位2番、防災対策について、介護保険制度について、特養ホーム建設について。

11番、高木尚史議員。

（11番 高木尚史議員 登壇）

11番（高木尚史君） 11番、高木尚史です。最初に防災対策についてお伺いをいたします。

昨年の台風23号の風水害やさらにはお隣の新潟県の中越地震など、さらには海外におけるスマトラ沖の地震、それに伴う津波災害など、自然災害をめぐって大きな話題を私たちに提供いたしました。

その中で私たちはこの災害の支援体制や応援体制など、さまざまな教訓を得たところでございます。当然、それぞれの各自治体におきましては、防災計画を策定をし、そのことは点から面に展開をしていくという、そういう大切な転換点にも差しかかったのてばないかというふうに思います。

この場合に、広域連合としてどのような対応をしていくかのというのも、一つ大きな課題として取り上げざるを得ない。そんなような状況下になっているというふうに思います。先ほどの広域連合長の答弁にもありましたように、県内10ブロックにおいて、それぞれ相互応援協定を結び、それぞれが緊急の場合に体制づくりをしているということが明らかになっています。

広域連合の規約の中では、広域的な調査研究項目として、例えば保健福祉の推進や観光の

推進、文化・スポーツ施設の設置、幹線道路網の整備や消防の広域化に関するなどが掲げられております。また、ふるさと市町村圏計画の中では第2章第4節で「快適な安全な圏域づくり」としており、その中では安全な暮らしの確保として治山、治水、砂防を載せ、そして消防・防災の充実のための施策をうたっております。このようにそれぞれ契約や規約の中でうたっているこのことについて、改めて防災対応としてどのような対応をしていくのか、その位置づけについてお伺いをいたします。

同時に、各自治体で策定をしている防災計画のなどの情報をそれぞれがやはり情報の共有という形でとらえていくということも大変重要な課題だというふうに思いますが、これらの連携などについてもどのように図っていくのかお伺いをいたします。

特に、地震災害などのように広域的な被害が想定をされる場合、特養や養護施設における防災体制も、これも大きな問題になろうかと思えます。施設の耐震診断はもちろんでありますけれども、室内における家具類やあるいは調度品などの転倒防止など、それぞれ対応が迫られているというふうに思えます。あわせて避難誘導訓練などがされておりますけれども、そういった状況の中では地域の皆さんとの関係プレーというものも、これも大きな必要性として生じてくるわけですが、これらの特養や養護、それぞれの施設における対応、あるいはマニュアルなど、そういったものも当然必要になってくるわけですが、そのことについてどのような対応をなされているのかお伺いをいたします。

そして、中越地震の中でも明らかになっておりましたけれども、例えばそれぞれ要支援、要介護度の皆さんがそれぞれの介護度を認定されている中で、被災された要介護度の皆さん方に、俗に言う介護者が言えば家が倒壊をした、あるいはけがをした、そういったことから介護ができなくなるという状況が生じています。したがって、介護認定を経て在宅で介護をされている皆さんが緊急的に施設に入所を迫られるという事態も生じてくるわけでありまして、そういった方々のそれぞれの施設の受け入れ対応なども含めて、これらは新たな問題として浮上してきておりますけれども、これらの対応についてどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

次に、介護保険制度についてであります。先ほども一般質問がございまして、国では大幅な見直し作業を進めており、閣議決定がされ、国会でこれからさまざまな角度から議論がされていくのではないかとこのように思っています。

主な見直しについては一つには介護状態区分を現行の要支援から要介護1から5までの6段階を、新たに要支援と要介護1段階を2分割をして、要支援1と2、そして準要介護

の3段階とし、要介護1から5まで含めて8段階にするという当初の考え方であったというふうに聞いております。そして要支援1と2に新たに主に予防給付をするというのが大きな柱であります。

そのほかの見直しもいろいろと報道がされておりますけれども、特に、特養の入所者にとって最も影響のある見直しとして施設入所者のホテルコストとして食費を自己負担にするというものが大きなものであります。利用者負担の見直しは施設サービスの家賃や光熱水費などの居住費用や食費を保険の給付対象から外して、利用者の自己負担とするものであり、また介護保険制度とは別に政府が進める三位一体改革の中で国庫補助負担金の見直しの中では平成17年度の政府予算では養護老人ホーム等保護費負担金576億円が廃止となり、所得譲与税による税源移譲になる見込みであります。このことについては養護施設の運営にも少なからず影響が出てくるというふうに思われます。

そこで法改正が決まった段階ではありませんけれども、これらの主な見直し点と見直しによる入所者の負担分がどのようなものになり、施設運営の予算に与える影響額についてお伺いをしたいと思います。

三つ目として、特養ホームの建設についてであります。10日の全員協議会で連合長は栄村に建設予定の特養について、平成17年度建設の事業採択の見込みがあったというふうに報告をいただきました。しかし、その反面で国の補助金制度から交付金制度に変わったことによる不安感についても延べられております。従来の特養などの介護福祉基盤整備補助金が廃止をされ、新たに地域介護福祉空間整備交付金が創設されたもので、県が補助金の決定を行うことになったものであり、平成17年度予算の中に1億4,400万円の補助金が特養建設について計上されていますが、その具体的な補助金の内容について、まずお伺いをいたします。

あわせて、建設進捗状況についてそれぞれ質疑や一般質問の中にありましたけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

最後に、昨年の本会議でも質問いたしましたけれども、この1億4,400万円の補助のあり方について、補助金交付要綱を制定をして、建設段階から公正、かつ透明性のある補助制度にすべきだということをご指摘を申し上げました。そしてこの要綱がどのような内容になるのかわかりませんが、要綱を策定をした場合に、施設の建設内容のチェックができますし、さらには運営内容などの点検も行うこともできます。そして地域とのかかわりについても確認をすることができるというふうに思います。当然、建設に当たっては県に対

する補助金申請書類など公式な書類がありますから、この中でも確認をすることは可能でありますけれども、地域特性を生かすためにも、そして公金を出資していくためにも補助金交付要綱を早期に策定をして、この問題について取り組んでいくべきだと思いますが、連合長のご答弁を求めて最初の質問といたします。

議長（高山 功君） 広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの高木尚史議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、防災対策についてであります。防災対策の広域災害の際の広域連合としての防災計画と当面地震体制はどうかという質問でありましたが、広域災害の際の防災計画につきましては、青木議員にお答えしたように長野県における長野県地域防災計画を初め各市町村においてもそれぞれ防災計画を策定し、災害に備えているところでございます。防災計画につきましては各市町村において策定されており、それらに基づいて防災訓練なども実施されている状況でありますので、広域連合としての広域的な防災計画の策定は考えておりません。

しかしながら、災害時には各老人ホームが介護を要する方々を受け入れる地域の拠点となり得ますので、今後、これらにつきましては検討してまいりたいと思っております。

次に、防災情報の共有についてであります。防災情報につきましては各市町村において住民の広報紙などの配布物などやホームページにより周知されているところでありますが、それらの情報全体を圏域住民が共有できることは必要なことだと考えております。今後、各市町村のご理解とご協力をいただき、またご意見をいただく中で、ホームページのリンクの設定など情報の共有化に向け研究していきたいと考えております。

次に、特養・養護施設入所者への対応と近隣地域との連携方法についてであります。まず施設の防災対策でございますが、各施設において職員による防災の関する委員会を組織し、防災計画を策定し、それに基づいて日ごろの避難経路、非常灯の点検・確認のほか、各種訓練を実施しております。このうち、年2回の訓練の際には地域住民のご協力により組織していただいた緊急協力隊の方々にも参加していただいております。

また、各施設において1日から3日分の非常食を蓄えておりますが、今後も随時ふやしていく予定であります。

なお、今後、老人ホーム施設相互の応援体制についてもさらに検討してまいりたいと思っております。

次に、介護保険制度についての質問であります。制度改正の主な項目と改正の見通しであります。予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立が

主な改正点であります。当連合にかかわる主なものとしては施設給付の見直しで特別養護老人ホーム入所者の食費が保険給付の対象外となり、新たに居住費用を負担していただくこととあります。入居費用、食事代の費用徴収が確定した場合の入所者負担額の見込みということとでございますが、入所者の利用負担額の見込みにつきましては、先ほど青木議員にお答えしたとおりでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

予算への影響であります。保険者負担の一部が利用者負担に変わるものと思われ。17年度当初予算では介護保険法改正案が現在国会で審議中であり、現行制度で計上をさせていただいております。今後確定いたしましたら、補正にて対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、特養ホーム建設についてであります。建設の進捗状況につきましては、先ほど青木議員にお答えしたとおりでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

補助金の内訳であります。制度が変わり交付金となるわけですが、交付金の算定方法は国で入所定員1人当たりの配分基礎単価が設定され、都道府県への配分基礎額が算定されると聞いております。補助金交付要綱の制定はどうかという質問に関しましては、適正な補助金の交付を行うため、連合としての補助金交付要綱を制定する方向で検討をしております。

以上であります。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） それぞれご答弁をいただきましたが、継続をしてお願いをいたします。

最初に、防災対策について、広域連合としての計画を策定をする考えはないということとありますが、基本的にはそれぞれの自治体が防災計画を策定しており、それぞれの緊急体制や連絡体制を含めまして対応しておりますから、当然一番根元となる自治体の努力にまずは大きなウエートがかかっていくだろうというふうに思います。

その中で、例えば県なり地方事務所なり、建設事務所なり含めましてそれぞれの連携網もあるわけですが、例えばいつも常時自治体の住民がその自治体にはありません。例えばお隣の町、あるいはお隣の市、さまざまところで行動範囲を拡大しているわけですから、そんなときにやはり例えば私が飯山市なり、あるいは栄村にいるときに災害が発生したと、そのときに例えば栄村はどういうことが防災計画として、あるいはそこにいる人を支えていくのか、支援をしていくのか、あるいは緊急避難の場所がどこであるのかという、そういったいろいろな知りたい情報というのは当然出てくるだろうと思っております。

ですから、そのことは広域的な問題として、いつどこで、いかなる災害があってもそのような緊急避難場所とか、あるいは支援をしていただけるような、そういった方策がわかり得るような、そういうものをやはり広域的な視点から策定をする、あるいは提示をするとか、掲示をするとか、そのような方法で知らしめていくことも必要ではないかというふうに私は思うんです。そういう意味で広域連合としての防災計画というものはいかなるものかというふうに質問をしたわけではありますが、いずれにしても、横の連携、そして縦の連携、そして地域と、あるいは県を加えたそれぞれのさまざまな地域の支援体制や連携体制というのが大変重要な行動になるというふうに思いますけれども、そういうことも含めて、ぜひ何かあったときにはいろいろな情報が得られるような、そういった方策をぜひ求めておきたいというふうに思います。

同時に、特養・養護施設の入所者についてですけれども、災害があった場合に、その施設が大丈夫な場合には一つの拠点として災害被災者を支援をする一つのよりどころになるわけですけれども、例えば高社寮のように昭和56年建設の施設でありますけれども、果たして今ある施設が、例えば耐震度調査なども含めて耐え得る施設であるのかということも広域連合としては大きな問題だというふうに思うんです。ですから、今ある施設がどのような耐震構造をもって耐えられるのか、あるいは施設内におけるそれぞれ家具や調度品などの転倒防止対策がどのようにとられているのかということは、施設入所者にとっても災害を未然に防ぐということから、大変重要なことだろうというふうに思うんです。県では東南海地震の地域指定をしながらいろいろと支援策があるようでありまして、そういった形でまずは施設入所者の安全を確保するという視点での取り組みがまず一つは求められているというふうに思います。このことについて具体的な答弁がございましたが、そのことについて改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

そして年2回の避難訓練、地域の協力隊の皆さんと一緒にやっているということは、私も十分承知しております。なかなか訓練の場合はそういう状況でいくと思うんですけれども、全体的な被害が発生をいたしますと、当然その地域の人も自分自身のことでも手いっぱいということも当然あらわれてくるというふうに思いますけれども、そういった状況の中でどれだけ地域の皆さんと連携、あるいは支援体制が具体的に行動できるのかというのは、これはなかなか見通しのつかない問題だろうというふうに思いますから、そういう視点で、そういう状況のときにはどういうことが一番よりよい方策であるのかという、改めてその想定をした上での地域との協力体制をいかに構築をするのかということを確認をする、あるいは考

えていく必要があるだろうというふうに思いますが、そのことについて改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

介護保険制度についてですが、先ほどもいろいろとご答弁もありましたし、例えば自己負担のホテルコスト代なども含めて居住費用で1万円、食事で2万5,000円、計3万5,000円の負担増になるという答弁がありました。このことを考えてみますと大変大きな負担額だと思いますね。

確かに制度改正の中で在宅の費用と施設介護の費用を比較をしたときに、在宅での、うちで光熱水費やあるいは食事にかかわる費用が全部それぞれ負担しているのではないかと、だから当然入所者もそのことを負担すべきだという、そういう議論がそもそもこのスタート点になっているわけですが、しかし、今日的に特養や養護を建設をするという、その目的の中にはやはり福祉の政策の一環として施設を建設をして、そこに入所措置をするということからスタートをしたものであります。それが今日的な介護保険制度が導入をされ、介護保険財政がどうも危なくなってきたというところから、改めて金銭的なものから見直しをするという、そういう言えば、ことになったというふうに私は理解しているわけですが、となりますと当初のやはり建設をしていこうという所期の目的というのは一体どこに行ってしまったのかというふうに言わざるを得ないわけであります。

例えば、ホテルコストの問題についても昨年公表をされた中では所得ランクにもよるわけですが、第1段階から第6段階という、それぞれの段階では例えば個室の場合3万7,000円から2万7,000円が増加をするだろうと。相部屋の場合には3万1,000円ぐらいが平均的に増加をするだろうと、負担がふえるだろうということを昨年公表をしているわけですね。

そして、この間も信濃毎日新聞で記事がございまして、松塩筑木曾の組合ではことしの12月、全室が個室化される浅間つつじ荘の改修をするわけですが、そこでは1人月額1,350円、月額では1人4万500円を徴収をするという、そういった福祉施設組合会議の定例会で予算化がされたというふうに報道されておりました。この額を決めるに当たっては移転改築事業費や光熱費、個室の備品費などの合計額を施設の利用定員で割って算出したというのが、1人月額4万500円という金額であります。私の想定をしたよりもかなり高くなっているわけですが、移転改築費用なども含まれるということから、このような金額になっているのかなと思うのですが。

といたしますと、例えばそれぞれの広域連合管内に特養・養護施設はありますけれども、

例えば食事の費用の中にはそれぞれの食器なども含めて什器、あるいは調理材料すべてのものが計上をされて、その中から算出をしていくということになるわけですね。そうしますとそれぞれの建設年度やあるいは什器の備品の購入の年月日、あるいは耐用年数などの問題も含めて、さまざまな視点からこの費用を算出をしなければいけないということになるわけです。当然それぞれの施設ごとで食事の費用というのは変わってくるんだろうというふうに思うんですね。一定ではあり得ないと思うのですが、そういった事務的な煩雑なこともあるわけですが、そのようにして負担増というものが大変大きな問題になっていくだろうというふうに思います。

そして現在入所をされている皆さんが果たしてそこでホテルコスト代や食事費用を負担をするということによって、どのような影響が出るのか、あるいは施設に入所をしていくことが続けられるかどうかという、そういった問題の選択肢も迫られてくるのではないかとこのように思うんです。

例えば、よく言われますように国民年金の受給者の問題があります。これは40年間払い続けたというモデルの国民年金の受給額であります。この場合単身ですと6万6,208円、夫婦でいきますと13万2,416円という国民年金の年金受給額になります。2003年度の1人当たりの平均受給額というのは月5万2,314円に過ぎないわけですね。そういたしますと例えば先ほどの答弁の方にありましたように3万5,000円の負担増ということになりますと、これは大変です。国民年金の受給者というふうに限定をした場合、大変大きな問題になるわけですね。当然、そういたしますと軽減措置というものを講じなければならないというふうに思うわけですが、国でも軽減措置というものを考えているようですけれども、そのようなことも含めまして、このホテルコスト代、今入っている入所者の問題、そしてさらには軽減問題など、具体的には10月からスタートをするわけですが、どのように具体的に対応されていくのか、あるいは考えているのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

それと特養のホームの建設についてですが、先ほど1億4,400万円の内容についてご答弁があったわけですが、私がお伺いをしたいのは、この1億4,400万円、協定書とかいろいろものが過去に出されていたわけですが、改めてこの積算の内容についてお伺いしておきたいというふうに思うんです。というのは交付金制度になりまして、国が県に権限を移譲いたしました。県が県補助金も含めて交付金をどれだけの金額にするのかというものも大きな問題になるわけですが、それによつては1億4,400万円という、この

金額についての見直しが迫られるのではないかというふうに思うわけですが、そのことについて改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

なお、補助金交付要綱については大変大きな金額ですし、私たちがやはり改めて建設をされる特養施設について広域連合として、地域の皆さん方が本当に使いやすい施設として進んでいくということ、あるいは運営をされていくということが大きな望みですから、それらについて私たちが一つチェックをする機能を持たせるような、そういう補助金交付要綱であってほしいというふうに思いますけれども、そのことについて改めてお伺いをしたいと思えます。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 高木議員さんの再質問、幾つかの多くの問題点が質問あったわけですけれども、順次ご答弁申し上げたいと思います。

防災対策の関係でありますけれども、横の連携のために例えば防災マップ等を策定したらどうか、その地域住民、自分のところはわかるけれども、他市町村等の避難場所等がわからないじゃないかというような内容かと思えます。知りたい情報というようなことから防災マップ等に取り組んだらどうかという内容でございますが、これにつきましてもまた検討をさせていただきたいと思えます。

それから、災害の際の施設入所者、被災者の受け入れはどうかというご質問でございます。これにつきましてはやはり被災者を積極的にできる限り受け入れをしていきたいという考え方で取り組んでいきたいと思えます。今回中越地震の際も菜の花苑、それから望岳荘で、旧堀之内町、新魚沼市から在宅の方2名、受け入れをいたしました。そんな経過もございますが、積極的に受け入れをしていきたいというふうに考えております。

それから、耐震構造、それから転倒防止対策はどうかという、状況はどうかというようなご質問もございました。実は、耐震構造につきましてはまだ調査は正直してございません。また、転倒防止対策につきましては、できる範囲で今現在進めておりますけれども、これにつきましても早急に調査、あるいは対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、地域の皆さんとの連携、あるいは支援体制が組めるのかということでございました。やはり私ども施設とすれば、この地域の皆さんと連携を組んで避難する、あるいは対応をとるとというのが一番のかなめでございますけれども、実際広範囲に災害がわたった場合、果たしてどの程度とれるのかというのが実直な不安な要素でもございます。できるだけ地元

住民と連携を組みながら、やはり支援体制を組んでいきたいというふうを考えております。

それから、介護保険の関係で福祉施策の一環として施策とした当初の目的がどこかへ行ったのではないかというようなご質問でございました。私ども先ほどから申し上げておりますとおり、現在の国会で審議中でございます。私ども得ている情報の中でのお話になるわけですが、一応低所得者対策として、新たに補足的給付が創設されるという部分もでございます。一応、前段の一般質問の中でも申し上げましたけれども、モデル的負担水準ではあわせて3万5,000円の負担増になるということでございますけれども、一応低所得者、例えば生活保護受給者、あるいは市町村民税非課税世帯の方等につきましては、低所得者対策として補足的給付が創設されるという部分でございますので、その部分で適用して負担金を納めていただくというようなことになろうかと思っております。これによれば、3万5,000円ほどの上乘せにならなくて若干軽減をされている内容でございます。

それから、負担増にどのような影響が出るのか、場合によっては退所も選択をせざるを得ないのではないかというようなお話でございました。施設入所をされている方が場合によっては退所せざるを得ないんじゃないかというようなお話がございましたけれども、まだ要支援、あるいは介護度1の方は予防システムの方に変わるというような情報だけなものですから、具体的などどうい対応をしていかなきゃならないか、その部分についてはまだはっきりしたところがございません。これからの情報、あるいは県の説明等を注視していきたいと思っております。

それから、負担軽減の問題をどうするのかというようなお話でございます。これにつきましては、私ども連合とすれば、施設運営については介護保険にのっとって運営をしていくわけですが、低所得者に対しては先ほど申し上げました補足的給付の部分を利用するなり、あるいは場合によってはそれぞれ市町村の方にゆだねてまいりますけれども、市町村の周辺施策等でカバーできればというふうに考えておりますが、私ども連合とすれば特段軽減対策等は現在のところ考えておりません。

それから、栄村に建設される1億4,400万円の積算の根拠は何かということでございますけれども、これにつきましては実は平成15年11月4日に博悠会さんと連合で協定を結んであるわけですが、一応個人スペースの建設費の4分の1を補助する。ただし、1人当たり200万を乗じて得た額を限度ということで、今回この限度額200万円で予算を計上させていただいております。

現在、まだ建設費は企画段階で実施設計に入っておりませんので、若干数字も動こうかと

思います。また、国県の交付金の動向によってというふうなお話もございました。これにつきましては動向を見て、場合によっては若干協議をしていただくような部分もあるかと思えますけれども、そのときはまた今後の推移を見ていきたいと思っております。

それから、交付要綱につきましては議員さんが要望されております、やはり運営等々もございましてそれに沿った要綱にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 継続でお願いをいたします。一つには介護保険制度についてですが、青木議員の質問の中の答弁でも一月当たりの1人当たりの平均が3万5,000円、負担増となるのが3万5,000円、合わせますと今度は7万円になるわけですね、単純に。果たしてその金額で利用者の平均年齢が84.9歳、そして80歳以上の方が73.1%を占めているという、こういった状況のもとには私は大変心配をするわけです。

したがって、国の方も軽減措置や所得段階によっては逆に負担がマイナスになるというランクもあるようですけれども、そのことも含めてぜひ入所者、現在入所をしている皆さん方、あるいはこれから入所希望されて入ってくる皆さん方が、言えば、よりよい施設として介護保険制度のもとで生活できるような、そういう対応が求められているというふうに思いますから、それぞれの自治体の福祉施策としても補完をすべきところはぜひ補完をしていただかなければならない場合もあるかと思えますけれども、そのようなことも含めて、ぜひ取り組みをしてほしいというふうに思います。

もう1点は、介護のランクの問題で次長の方から今お話がありましたように、要支援の1・2の段階ですね。そしてこの中には現在の介護度1という人たちがこの二つの階層に入っているわけです。具体的には再来年度からスタートをするわけですが、1年間の期間がありますから、先ほども具体的に入所者の数が答弁にありましたけれども、ちょっと忘れましたが、それらの皆さん方に対しても猶予期間がある実施までの期間に、やはりそれ相当のどのような対応をしていくのかということもきちんとされていかなければならないというふうに思いますから、それらのことについても特にお願いをしておきたい。というのは、養護施設の問題について先ほど養護老人ホームの保護負担金が所得譲与税による税源移譲になるわけですから、その点では今までのようにそれぞれの自治体が負担金として出すべき金額が、言えば交付税の中に算定をされていたものが所得譲与税として色がついていないわけ

ですから、それらをきちっとした積算のもとにそれぞれに負担をしていただくという、そういうことになっていくわけですけれども、そのような税源移譲に伴って養護老人ホームの運営が大きな問題を抱えるということにならないようにしなければならないというふうに思いますから、そのことについても十分ご配慮をお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、栄村に建設をする博悠会の特養ホームについてですが、定員に掛ける200万円ということですが、やはり補助金制度から交付金になって、県が最終的に金額を決定をするということですから、そういうことによりますと、それぞれの建設計画の中でかなりの数字の移動というものが出てくるのではないかとというふうに思うんです。そこでただ単純に当初設定した上限の1人当たり200万円という金額だけで果たしていいのかどうかという議論は改めてすることが求められるのではないかとというふうに思います。せっかく建設をされる施設ですから、やはり広域連合としてよりよい施設にするための協力というのはある程度していくべきだと思いますし、そのことによっては、この金額の問題も多少かさが、金額が伸びてもそれなりに対応するような方向で施設の建設や運営について一定の役割を果たしていくべきだということに思いますので、それらのことについて改めてご答弁を求めたいというふうに思います。

いずれにしても、国の制度が確定をした段階で補正予算を組むということですから、それぞれの施設の入所者の立場やあるいは介護をされている家族の皆さんの立場、それぞれ財政的なものはあるでしょうけれども、そういったところに一番の主眼を置きながら、今後の対応をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 3回目の質問、3点ほどでございました。私の方からお答え申し上げたいと思います。

まず、減免の補完的な取り組み、階層の取り組みはどうかということでございますけれども、これについては先ほども申し上げましたとおり、まだ情報が非常に、細かい情報が入ってなくてつかみ切れていないのが実態でございます。ただ、その部分につきましてはこれからまた県等の説明会があると思います。その中で取り組んでいきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

それから、栄村に建設される特養への補助金200万円でいいのかどうか、改めて検討すべきではないかというようなお話でございました。これにつきましては、また新しい動きがあれば検討していかざるを得ないだろうというふうに思っておりますので、よろしく願います。

たします。

以上でございます。

議長（高山 功君） 以上を持ちまして高木尚史議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（高山 功君） 日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 1時52分）

（再開） （午後 1時53分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告がありませんので、以上の討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに議案第1号 平成17年度一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第6号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第6号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第2号から議案第6号までの5議案について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第6号までの5議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算から議案第9号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの3議案について一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算から議案第9号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの3議案について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第7号から議案第9号までの3議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第7号から議案第9号までの3議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成17年度公平委員会特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 広域計画について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長(高山 功君) 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 2月定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

2月10日に開会をさせていただき、本日までの8日間にわたって会期中、議員各位におかれましては北信地域発展のために格別なご精励をいただきまして、敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げる次第であります。

提案をさせていただきました各議案ともそれぞれ可決をいただき、ありがとうございます。予算執行に当たりましては、国・県の制度改正の内容を見きわめながら、また健全財政の堅持を図りながら地域住民の福祉向上に努めてまいり所存であります。また、栄村への新設特養につきましても、県の予算には盛り込まれたとはいえ、いまだ不透明な部分が多くございます。今後も事あるごとに県に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも北信地域発展にご支援とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

4 閉 会

議長(高山 功君) 以上をもちまして、平成17年第1回北信広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 2時01分)

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成17年2月17日

北信広域連合議会

議 長 高 山 功

副 議 長 小 林 敦

署名議員 清 水 保 雄

署名議員 山 崎 治 茂